

令和5年（2023年）

保健所事業概要

【令和4年度（2022年度）実績】

高 崎 市

目 次

【総説】

第1章 高崎市の概要・高崎市保健所の概要

1 高崎市の概要	1
2 保健所施設の概要	1
3 高崎市保健所設置までの流れ	2
4 事務機構	3
5 事務分掌	4
6 職種別内訳	5
7 事業別決算額	6
8 高崎市における人口動態統計	7

【保健医療総務課】

第1章 地域医療関係業務

1 保健所運営協議会	8
2 AED（自動体外式除細動器）貸出	9
3 骨髄移植ドナー支援事業	9
4 実習生の受け入れ	10
5 消毒液等の配付	10

第2章 救急医療対策事業

1 初期救急医療体制	11
2 二次救急医療体制	13
3 三次救急医療体制	14
4 救急医療体制整備補助金	14
5 医療提供体制整備補助金	16

第3章 保健統計調査事業

1 保健衛生関係統計調査一覧	18
----------------	----

第4章 医療指導事業

1 医療監視	19
2 施設別の許認可件数	20
3 医療相談	21

第5章 薬事指導事業

1 薬局等一斉監視指導の実施状況	22
2 許認可業務及び件数	23

3	各種普及・啓発運動	24
4	医薬品医療機器等法、 麻薬及び向精神薬取締法関係免許等受付（経由事務）	24
5	資格試験願書配布	24

第6章 免許申請受付（経由事務）

1	厚生労働大臣免許件数	25
2	県知事免許件数	25

【保健予防課】

第1章 感染症対策事業

1	感染症診査協議会	26
2	感染症予防普及啓発	26
3	感染症発生動向調査	27
4	新型コロナウイルス感染症に関する業務	27
5	インフルエンザ学級閉鎖状況	28
6	集団発生に伴う積極的疫学調査	28
7	新興・再興感染症	28

第2章 結核対策事業

1	結核予防事業	29
2	結核健康診断事業	30
3	結核患者医療給付	30

第3章 特定感染症対策事業

1	特定感染症予防普及啓発	31
2	特定感染症検査事業	31
3	肝炎インターフェロン治療費等助成事業	31

第4章 難病対策事業

1	難病患者地域支援対策推進事業	32
2	特定医療費（指定難病）支給認定	33
3	小児慢性特定疾病医療費支給事業	33
4	難病患者見舞金支給	34
5	特定疾病小児等物価高騰対策支援事業	34

第5章 予防接種事業

1	予防接種の実施方法等	35
2	高崎市で実施している予防接種の種類	36
3	各種予防接種実施状況	38
4	予防接種事業の経緯	39

【コロナ臨時対策室】

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室】

第1章 新型コロナウイルス予防接種事業

1 事業の目的	44
2 実施概要	44
3 接種状況	44

【健康課】

第1章 成人保健事業

1 健康教育	45
2 健康相談	46
3 健康診査	46
4 健康増進	56

第2章 母子保健事業

1 妊産婦・新生児関係	60
2 乳幼児健康診査	64
3 母子保健相談	74
4 乳幼児学級	75
5 不妊治療助成事業	77
6 未熟児養育医療給付事業	78
7 不育症治療費助成事業	78
8 多胎妊婦健康診査費助成事業	79
9 がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業	79
10 妊婦健康診査特別助成事業	79
11 出産・子育て応援事業	80
12 母子等保健推進員活動事業	80
13 特定疾病小児等物価高騰対策支援事業	81

第3章 国保特定健康診査、国保特定保健指導事業

1 国保特定健康診査	82
2 国保特定保健指導	83

第4章 後期高齢者健康診査事業

1 後期高齢者健康診査	84
-------------	----

【生活衛生課】

第1章 狂犬病予防事業

1 狂犬病予防の普及啓発	85
--------------	----

第2章 動物愛護推進事業

1 動物愛護啓発事業	86
2 動物取扱業、特定動物の飼養又は保管等規制	86
3 犬・猫の保護・収容、引き取り、譲渡、処分等業務（動物愛護センター）	87
4 飼い主のいない猫対策	87

第3章 生活衛生指導事業

1 生活衛生営業六法等に係る規制及び衛生指導	88
------------------------	----

第4章 環境衛生指導関係業務

1 スズメバチの駆除委託	89
2 公衆浴場設備改善事業等補助金	89

第5章 食品衛生指導検査事業

1 食品営業許可	90
2 食品営業施設等の監視指導	92
3 食品表示指導	95
4 食品等検査	95
5 発生事案対応	97
6 啓発業務	98
7 飲食店衛生向上リニューアル特別助成金	98

【食肉衛生検査所】

第1章 食肉検査事業

1 と畜検査	99
2 食鳥検査	99
3 と畜検査における精密検査	99
4 食鳥検査における精密検査	100
5 BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査	100
6 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導	100
7 啓発事業	101

【障害福祉課】

第1章 精神保健福祉事業

1	精神障害者保健福祉手帳関係事務	102
2	自立支援医療（精神通院）関係事務	102
3	精神保健福祉法に基づく届出等	102
4	精神保健福祉に関する相談	102
5	訪問指導	102
6	個別支援会議	103
7	講演会	103
8	研修会	103
9	出前講座	103
10	当事者教室	103
11	家族教室	103

【総 説】

第1章 高崎市の概要・高崎市保健所の概要

1 高崎市の概要

- (1) 市役所の位置 群馬県高崎市高松町 35 番地 1
(東経 139 度 00 分 北緯 36 度 19 分 海拔 97.1m)
- (2) 市の面積 459.16k m²
- (3) 世帯数 171,283 世帯 (令和 5 年 6 月 30 日現在)
- (4) 人口 368,339 人 (外国人を含む) (令和 5 年 6 月 30 日現在)

2 保健所施設の概要

- (1) 名称 高崎市総合保健センター・高崎市立中央図書館
- (2) 所在地 高崎市高松町 5 番地 28

(3) 施設詳細

- 敷地面積：12,469.98 m² ・ 建築面積：6,631.65 m²
- 延床面積：32,392.10 m² (駐車場棟を含む)
- 本棟：地上 6 階 鉄骨造 (免震構造) 高さ 30.23m
- 駐車場棟：6 層 7 段 鉄骨造 高さ：26.28m
- 駐車台数：400 台 ・ 駐輪台数：200 台 ・ 事業費：8,505,000,000 円

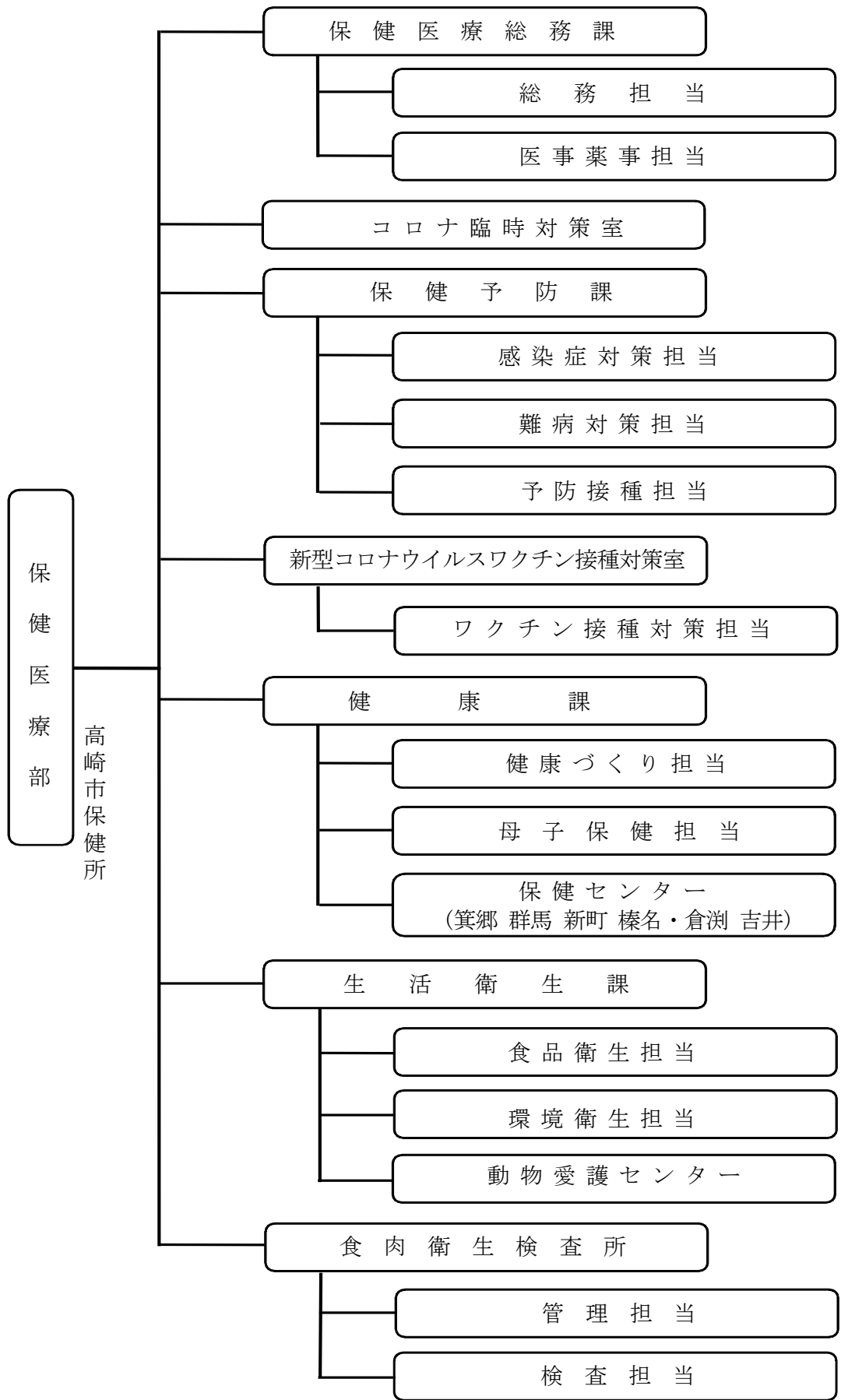
階数	施設名称
6 階	高崎市立中央図書館
5 階	高崎市立中央図書館
4 階	保健医療部 高崎市保健所 (保健医療総務課 コロナ臨時対策室 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室 健康課 生活衛生課 食肉衛生検査所) 高崎食品衛生協会
3 階	高崎市医師会 高崎市歯科医師会 高崎市薬剤師会 高崎・地域医療センター 高崎歯科医療センター 第 4 会議室
2 階	障害者支援 SOS センター 健康検診センター 第 1 会議室 第 3 会議室
1 階	こども健診センター キッズルーム ぐるりん待合室 高崎市夜間休日急病診療所 高崎市休日応急歯科診療所

3 高崎市保健所設置までの流れ

平成 20 年 4 月	保健福祉部に「保健所準備室」を設置
平成 20 年 7 月	高崎市保健所（仮称）設置懇話会を設置 第 1 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 20 年 8 月	第 2 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 20 年 9 月	第 3 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 20 年 10 月	第 4 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 21 年 4 月	平成 21 年度県派遣研修開始（保健衛生分野へ 6 人派遣）
平成 21 年 10 月	第 5 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 21 年 11 月	第 1 回中核市移行県・市連絡会議保健所部会を開催
平成 21 年 12 月	第 2 回中核市移行県・市連絡会議保健所部会を開催
平成 22 年 3 月	第 6 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 22 年 4 月	平成 22 年度県等派遣研修開始（保健衛生分野へ 30 人派遣）
平成 22 年 10 月	第 7 回高崎市保健所（仮称）設置懇話会を開催
平成 23 年 4 月	中核市へ移行 高崎市保健所設置

4 事務機構

令和5年4月1日現在



5 事務分掌

令和5年4月1日現在

課名	担当名	主な業務内容
保健医療総務課	総務担当	保健所事業の総括調整に関する事 保健衛生等の各種統計調査に関する事 各種医療免許等の申請受付に関する事 救急医療に関する事
	医事薬事担当	病院、診療所、助産所、施術所の許可や登録に関する事 薬局の許可や登録に関する事 毒物劇物等に関する事 温泉の利用許可に関する事
コロナ臨時対策室		新型コロナウイルス対策に係る総合的な調整に関する事
保健予防課	感染症対策担当	感染症予防に関する事 結核、エイズ等に関する事
	難病対策担当	難病等に関する事
	予防接種担当	予防接種に関する事
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	ワクチン接種対策担当	新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事
健康課	健康づくり担当	健康教育、健康相談に関する事 栄養指導に関する事 がん検診等に関する事 特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診に関する事
	母子保健担当	乳幼児健診、母子保健相談、乳幼児学級等に関する事
	保健センター	支所地域の上記健康課業務に関する事
生活衛生課	食品衛生担当	飲食店等の営業許可に関する事 食品営業施設の監視指導に関する事 食品等の検査に関する事 食品衛生の普及啓発に関する事 特定給食施設の指導に関する事 食品表示の指導に関する事 飲食店衛生向上リニューアル特別助成に関する事
	環境衛生担当	理容・美容所、クリーニング所の開設等及び立入検査に関する事 旅館、公衆浴場などの営業許可等及び立入検査に関する事 墓地等の経営許可、スズメバチの巣の駆除に関する事 狂犬病予防、動物取扱業の登録及び立入検査に関する事
	動物愛護センター	動物愛護に関する事 犬・猫の保護・収容、引き取り、譲渡相談等に関する事
食肉衛生検査所	管理担当	食肉衛生検査に関する企画調整に関する事 精密検査に関する事 と畜場及び食鳥処理場の監視指導に関する事
	検査担当	と畜場及びの食鳥処理場の許認可に関する事 と畜検査及び食鳥検査に関する事 食肉及び食鳥肉の輸出に関する事

6 職種別内訳

令和5年4月1日現在

部 署		定員	医師	事務職	獣医師	薬剤師	保健師	臨床検査技師	栄養士	化学職	技能労務職
保健医療部長		1		1							
保健所長		1	1								
保健医療総務課 (14人)	課長	1		1							
	総務担当	7		6			1				
	医事薬事担当	6		2		4					
コロナ臨時対策室 (1人)	室長	1		1							
保健予防課 (22人)	課長	1					1				
	感染症対策担当	12		3	1	1	5	2			
	難病対策担当	4		2			2				
	予防接種担当	5		4			1				
新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (8人)	室長	1		1							
	ワクチン接種対策担当	7		6		1					
健康課 (65人)	課長	1		1							
	健康づくり担当	20		4			11		5		
	母子保健担当	19		4			13		2		
	保健センター	25					25				
生活衛生課 (31人)	課長	1		1							
	食品衛生担当	16		2	5	6			1	2	
	環境衛生担当	8		4	1	1				2	
	動物愛護センター	6		1	2						3
食肉衛生検査所 (18人)	次長	1		1							
	管理担当	9		1	8						
	検査担当	8			8						
合 計		161	1	46	25	13	59	2	8	4	3

※ 再任用、嘱託、臨時職員は除く。

7 事業別決算額

(令和4年度)

課 別	事 業 名	決 算 額 (円)	
保健医療総務課	救急医療対策事業	1,645,311,912	
	保健統計調査事業	1,831,224	
	医療指導事業	340,164	
	薬事指導事業	614,272	
	保健所管理経費	169,698,891	
保 健 予 防 課	感染症対策事業	873,868,288	
	結核対策事業	11,000,296	
	特定感染症対策事業	542,660	
	小児慢性特定疾病医療費支給事業	115,530,497	
	難病対策事業	107,872,706	
	予防接種事業	1,060,325,061	
	予防接種事業（前年度繰越明許分）	36,944,930	
新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	新型コロナウイルス予防接種事業	551,723,002	
	新型コロナウイルス予防接種事業 （前年度繰越明許分）	1,614,029,326	
健 康 課	成人保健事業	健康教育事業	1,646,750
		健康相談事業	60,736
		健康診査事業	522,792,164
		健康増進事業	5,071,138
	保健センター事業	12,694,655	
	母子保健事業	乳幼児等健康診査事業	502,808,902
		乳幼児等保健指導事業	48,055,508
		母子等保健推進員活動事業	10,549,873
	出産・子育て応援事業	212,992,802	
	国保特定健康診査事業	183,818,915	
	国保特定保健指導事業	5,176,595	
	後期高齢者健康診査事業	162,135,174	
	生 活 衛 生 課	生活衛生課経費	9,397,149
狂犬病予防事業		4,488,938	
動物愛護推進事業		13,209,607	
生活衛生指導事業		388,241	
食品衛生指導検査事業		79,917,055	
食肉衛生検査所	食肉検査事業	14,834,660	

8 高崎市における人口動態統計

(()内:全国値)

年次		令和2年	令和3年	令和4年	
人 口 (各年10月1日のもの)		372,973 (123,398,962)	371,878 (122,780,487)	370,277 (122,030,523)	
出 生 数		2,525	2,479	2,368	
出 生 率		6.8(6.8)	6.7(6.6)	6.4(6.3)	
低体重児出生数		224	225	210	
低体重児出生率(%)		8.9	9.1	8.9	
合計特殊出生率		1.38(1.33)	1.37(1.30)	(1.26)	
死 亡 数		4,081	4,404	4,710	
死 亡 率		10.9(11.1)	11.8(11.7)	12.7(12.9)	
乳児死亡数		3	6	3	
乳児死亡率		1.2(1.8)	2.4(1.7)	1.3(1.8)	
新生児死亡数		1	3	2	
新生児死亡率		0.4(0.8)	1.2(0.8)	0.8(0.8)	
死 産	自 然 死 産	実 数	28	25	19
		自然死産率	10.8(9.5)	9.9(9.8)	7.9(9.4)
	人 工 死 産	実 数	30	30	33
		人工死産率	11.6(10.6)	11.8(9.9)	13.6(9.9)
	合 計	実 数	58	55	52
		死産率	22.5(20.1)	21.7(19.7)	21.5(19.3)
周 産 期 死 亡 数	妊娠満22週 以後の死産	実 数	11	8	7
		妊娠満22週 以後の死産率	4.3(2.5)	3.2(2.7)	2.9(2.7)
	早期新生児 死 亡	実 数	1	3	2
		早期新生児死亡率	0.4(0.7)	1.2(0.6)	0.8(0.6)
	合 計	実 数	12	11	9
		周産期死亡率	4.7(3.2)	4.4(3.4)	3.8(3.3)
婚 姻 数		1,520	1,458	1,439	
婚 姻 率		4.1(4.3)	3.9(4.1)	3.9(4.1)	
離 婚 数		567	610	563	
離 婚 率		1.52(1.57)	1.64(1.50)	1.52(1.47)	
自然増加数		△1,556	△1,925	△2,342	
自然増加率		△4.2(△4.3)	△5.2(△5.1)	△6.3(△6.5)	

※人口動態統計の概況、群馬県の人口動態統計概況、群馬県移動人口調査結果より

※本表における率

出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率・・・人口千対

乳児・新生児・早期新生児死亡率・・・出生千対

死産率・・・出産(出生+死産)千対

周産期死亡・妊娠満22週以後の死産率・・・出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対

【保健医療総務課】

第1章 地域医療関係業務

1 保健所運営協議会

地域保健法第 11 条に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置し、開催した。

(1) 所掌事務

高崎市保健所管内の地域保健及び保健所の運営に関すること。

(2) 組織

保健衛生関係者、医療関係者、関係行政機関の職員、学識経験者、公募した市民のうちから、委員 20 名以内で組織する。

委員構成

団 体 等	人 数
保 健 衛 生 関 係 者	6
医 療 関 係 者	6
関 係 行 政 機 関 の 職 員	2
学 識 経 験 者	2
公 募 し た 市 民	2
合 計	18

(3) 委員の任期

2 年

(4) 開催内容

開催日時	場 所	議 事 内 容
令和 4 年 11 月 17 日 (木) 13:30～15:00	高崎市総合保健センター 3 階 第 4 会議室	・高崎市保健所令和 3 年度事業実施状況について (保健所事業概要) ・新型コロナウイルス感染症について

2 AED（自動体外式除細動器）貸出

市内で開催する行事等を主催する団体等に、AEDの貸出を行った。

(1) 貸出機器台数

2台

(2) 貸出条件

- ・営利を目的としないこと。
- ・参加者がおおむね10人以上であること。
- ・医療従事者又はAEDを使用した救急救命講習を受講した者が参加すること。

(3) 貸出実績

貸出件数	延べ貸出日数	実際に使用した件数
15	100	0

3 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄又は末梢血幹細胞のドナー（提供者）及びドナー登録者の増加を図り、骨髄等移植を推進することを目的とする。

(1) 助成金交付対象者

- ・日本骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者
（最終同意後に骨髄等の提供が中止になったものを含む）
- ・ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者

(2) 助成金の額

骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談に要した日数に応じて助成
1日あたり20,000円×7日間まで=140,000円（上限額）

(3) 実績

申請件数	助成金額（円）
1	140,000

4 実習生の受け入れ

医学生、看護学生等の地域保健実習の受け入れおよび指導を行った。

新型コロナウイルス感染症の流行の中であったが、感染に配慮した内容で行った。

学 校 名 等		実人数	延人数	実習日数 (一人当)	実習受入 れ日数
医 師	群馬大学5年	2	6	3	6
	群馬大学3年	6	6	1	1
保 健 師	群馬大学4年	4	42	11	11
	高崎健康福祉大学4年	8	94	12	24
	群馬医療福祉大学4年	4	47	12	12
	上武大学4年	8	104	13	23
	県民健康科学大学	4	35	9	9
助 産 師	高崎市医師会看護専門学校	10	29	3	7
	高崎健康福祉大学大学院	4	8	2	2
看 護 師	高崎総合医療センター附属 看護専門学校	14	14	1	1
管 理 栄 養 士	東京家政大学	1	5	5	5
	高崎健康福祉大学	4	20	5	5
作 業 療 法 士	群馬大学	1	5	5	5
合 計		70	415		111

5 消毒液等の配付

(1) 園児・児童への配付

新型コロナウイルス感染症の家庭内感染防止対策のため、園児・児童にハンドソープ及び除菌ウェットシートを配付した。

ハンドソープ (250ml)	除菌ウェットシート (30枚入り)
33,277 個	66,554 袋

(2) 市内事業所等への配付

新型コロナウイルス感染症の家庭内感染防止対策のため、市内事業所で働く従業員、区長及び民生委員に携帯用手指消毒液 (50ml) を配付した。

配付本数	配付事業所数
64,825 本	2,243 社

(3) 飲食店等への配付

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、令和元年度から引き続き市内の飲食店等に手指消毒液及び除菌用エタノールを計3回 (第10回から第12回) 配付した。

消毒用エタノール (16ℓ)	除菌用エタノール (18ℓ)	500ml ボトル
約 60 缶	約 580 缶	約 45,200 本

配付先：飲食店、商業施設、交通事業者、小・中・特別支援学校、幼稚園、保育園、こども園
診療所、歯科診療所、薬局、社会福祉施設、高崎警察署、郵便局等

第2章 救急医療対策事業

1 初期救急医療体制

休日又は夜間における地域住民の初期救急医療体制の確保を目的とする。

(1) 休日在宅当番医（昭和38年10月から実施）

市内医療機関の当番制により、休日における診療を行った。

ア 実施方法

【高崎地域】 高崎市医師会、産科婦人科館出張佐藤病院

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科2か所、小児科、婦人科（午前）、耳鼻咽喉科、眼科、外科、整形外科各1か所の1日8か所の各医療機関において診療。年末年始は内科3か所で実施。婦人科の午後は、産科婦人科館出張佐藤病院において診療。

※耳鼻咽喉科、眼科、婦人科は前橋市と隔週当番である。

【倉渕・箕郷・群馬・榛名地域】 群馬郡医師会

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科系1～2か所で実施。

【新町・吉井地域】 藤岡多野医師会

休日、年末年始の午前9時から午後6時まで、内科系1～2か所で実施。

イ 休日在宅当番医実施状況

高崎地域（高崎市医師会）

診療科目	延実施件数	受診者数
内 科	149	6,194
小 児 科	83	6,363
婦 人 科	20	152
耳鼻咽喉科	37	1,844
眼 科	36	1,022
外 科	72	1,303
整 形 外 科	66	2,853
計	463	19,731

倉渕・箕郷・群馬・榛名地域（群馬郡医師会）

診療科目	延実施件数	受診者数
内 科 系	127	1,811

新町・吉井地域（藤岡多野医師会）

診療科目	延実施件数	受診者数
内 科 系	26	794

婦人科午後（産科婦人科館出張佐藤病院）

診療科目	延実施件数	受診者数
婦 人 科	36	98

(2) 夜間休日急病診療所

ア 市立診療所において夜間及び休日における診療を行った。

(ア) 概要

名 称	高崎市夜間休日急病診療所	
場 所	高崎市高松町5番地28 高崎市総合保健センター1階	
開設者及び開設日	高崎市長（公設公営） 平成23年4月1日	
診 療 科 目	内科、小児科、婦人科、整形外科	
診 療 日 及 び 診 療 時 間	(月～金) 19:30～22:00	内科、小児科
	(土、日、祝日、年末年始) 19:00～22:00	
	(休日) 9:00～12:00	小児科、婦人科、整形外科
運 営 方 法	指定管理 【指定管理者】(公財) 高崎・地域医療センター	

沿 革	<p>昭和 54 年 3 月に「高崎市準夜診療所」として民設民営により開設。当初は土曜日、日曜日のみの診療だったが、平成 17 年 3 月から金曜日、平成 18 年 7 月から月曜日・火曜日、平成 20 年 10 月から木曜日、平成 21 年 10 月から水曜日診療を拡充し通年開設となった。</p> <p>平成 23 年 4 月に準夜診療所を廃止し「夜間急病診療所」（公設）を開設。平成 24 年 4 月に「夜間休日急病診療所」に名称変更し、休日の午前に小児科の診療開始。</p> <p>平成 24 年 10 月 1 日より婦人科の診療開始。</p> <p>平成 25 年 7 月より整形外科の診療開始。</p>
-----	---

(イ) 診療実績

内 科	小 児 科	婦 人 科	整 形 外 科	合 計	診 療 日 数
1,704 人	3,999 人	47 人	70 人	5,820 人	365 日

イ 市立診療所において発熱者外来等を実施した。

概要及び実績

	発熱者外来	PCR 検査		
開 設 日 及 び 開 設 時 間	(土)13:30～16:00 (日、祝日、年末年始)13:00～16:00			
実 績	開設日数	122 日	実施日数	122 日
	人数	610 人	人数	1,364 人

※PCR検査人数は、発熱者外来受診後の実施人数を含む

(3) 休日応急歯科診療所

市立診療所において休日における歯科の診療を行った。

ア 概要

名 称	高崎市休日応急歯科診療所
場 所	高崎市高松町 5 番地 28 高崎市総合保健センター1 階
開設者及び開設日	高崎市長（公設公営） 平成 23 年 4 月 1 日
診 療 科 目	歯科
診 療 日 及 び 診 療 時 間	(日、祝日、年末年始、8 月 13 日～8 月 15 日)10:00～12:00、13:00～15:00 (土) 20:00～22:00
運 営 方 法	指定管理 【指定管理者】(公財) 高崎歯科医療センター
沿 革	昭和 50 年 4 月に「高崎市休日歯科診療所」として民設民営により開設。平成 23 年 4 月に休日歯科診療所を廃止し、「休日応急歯科診療所」（公設）を開設。平成 26 年 4 月より土曜日夜間診療開始。

イ 診療実績

男 性	女 性	合 計	診 療 日 数
282 人	245 人	527 人	126 日

(4) 接骨院休日在宅当番制

高崎市柔道整復師会が休日及び年末年始に市内3か所で在宅診療を行った。

(5) 小児救急医療体制整備

群馬県小児救急医療支援事業（西毛小児輪番）において市外の医療機関が当番日の夜間に、原則入院を必要としない小児救急患者の診療を実施した。

【医療機関名】高崎中央病院

診療実績

男性	女性	合計	診療日数
10人	1人	11人	64日

(6) 夜間薬局

夜間（0時から8時まで）における薬局の開設及び運営を委託し、24時間365日の医薬品販売体制を整備した。

開設実績

開設日数	販売件数	相談件数
365日	39件	68件

(7) コンビニエンスストア自動体外式除細動器（AED）設置

コンビニ6社と協定を結び、市内コンビニエンスストアにAEDを設置。365日24時間使用できる状況を整備した。

設置店数	使用実績
144店	1件

2 二次救急医療体制

初期救急医療機関では対応が困難な重症患者及び救急搬送患者等に対する医療提供体制の確保を目的とする。

(1) 病院群輪番制病院

ア 実施方法

病院群輪番制病院に参加する医療機関が、輪番制により午後6時から翌朝8時までの毎夜間と、休日および年末年始の午前8時から午後6時まで、1日1か所待機している。本事業は、群馬県保健医療計画に基づく二次保健医療圏（高崎市、安中市）の広域事業として実施している（吉井地域は藤岡市が実施）。

イ 病院群輪番制病院一覧

【高崎市内12医療機関（令和5年3月31日現在）】

井上病院、希望館病院、黒沢病院、日高病院、真木病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、サンピエール病院、高崎総合医療センター、関越中央病院、高崎ハートホスピタル

【安中市内2医療機関（令和5年3月31日現在）】

須藤病院、松井田病院

※ 安中市内の医療機関が当番日の時は、高崎市内の医療機関が別に1か所待機。

(2) 休日在宅二次医療機関

休日在宅当番医では対応困難な重症患者の收容先を確保するため、二次医療機関が2か所（内科、小児科各1か所）交替で待機。待機時間は休日在宅当番医実施時間と同様。

【医療機関名】高崎中央病院、公立藤岡総合病院、高崎総合医療センター

(3) 夜間休日急病診療所二次医療機関

夜間休日急病診療所では対応困難な重症患者の收容先を確保するため、二次医療機関が2か所（内科、小児科各1か所）交替で待機。待機時間は夜間休日急病診療所実施時間と同様。

【医療機関名】希望館病院、駒井病院、サンピエール病院、第一病院、高崎中央病院、野口病院、日高病院、真木病院、公立藤岡総合病院、高崎総合医療センター

(4) 西毛地区小児救急輪番制（群馬県事業）

高崎・安中、藤岡、富岡保健医療圏で構成する西毛ブロックにおいて、輪番制により小児救急診療を実施した。

【医療機関名】高崎総合医療センター、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院

3 三次救急医療体制

三次救急医療機関（救命救急センター）は、主に急性心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の特に重篤な救急患者で、初期救急医療機関や二次救急医療機関では対応困難な患者を24時間体制で收容する医療機関である。本市内では高崎総合医療センターが救命救急センターの指定を受け、昭和58年2月から三次救急医療体制を確保している。

4 救急医療体制整備補助金

(1) 概要

救急搬送患者のたらい回し「ゼロ」を目指して、救急搬送患者を受け入れた医療機関や救命救急センターからの転院患者を受け入れた医療機関などに対する補助を平成25年度から実施している。

また、平成26年度からドクターカー運行支援と小児救急医療体制整備補助、平成28年度から脳卒中患者受入体制強化補助、平成30年度から心疾患患者受入強化補助、平成31年度から救急患者受入体制整備補助を開始した。

ア 救急患者受入促進事業

休日及び夜間に救急搬送患者を受け入れた救急告示医療機関に対し、受入患者数に応じた額を補助する。

イ 地域医療連携強化促進事業

高崎総合医療センターの救急搬送患者の受入体制の充実を図るため、急性期を脱するも引き続き入院を要する患者の高崎総合医療センターから市内医療機関への転院を促進する「救急患者転院等コーディネーター」の配置に係る費用を補助する。また、転院患者を受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、転院を促進する。

ウ 救急医確保等支援事業

救急告示医療機関が、通常の日直又は当直医のほかに、脳卒中などの救急医療に対応できる医師を新たに1人以上及び当該疾病に係る救急医療に対応できる体制を確保した場合に当該体制の構築にかかる費用を補助する。

エ 救急医療情報システム等運用支援事業

救急隊による救急搬送患者の搬送先選定時間を短縮するため、救急搬送患者の受入体制を整備し、群馬県救急医療情報システムの応需情報を1日2回以上更新した救急告示医療機関に対し補助する。

オ ドクターカー運行支援事業

救命救急センターを有する医療機関におけるドクターカーの運営を支援する。

カ 小児救急医療体制整備事業

土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者の診療を実施するための体制を整備する。

キ 脳卒中患者受入体制強化事業

脳卒中患者への専門的な治療を早期に開始し、患者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、脳卒中専用病室（SCU）の整備を促進する。また、脳卒中患者を積極的に受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、受入体制を強化する。

ク 心疾患患者受入強化事業

心疾患患者を積極的に受け入れた医療機関に対し助成を行うことで、受入体制を強化する。

ケ 救急患者受入体制整備事業

医療従事者の確保や勤務環境整備などの体制整備に係る支援を実施し、医療機関の負担を軽減することにより救急搬送患者受入体制の充実を図る。

(2) 効果

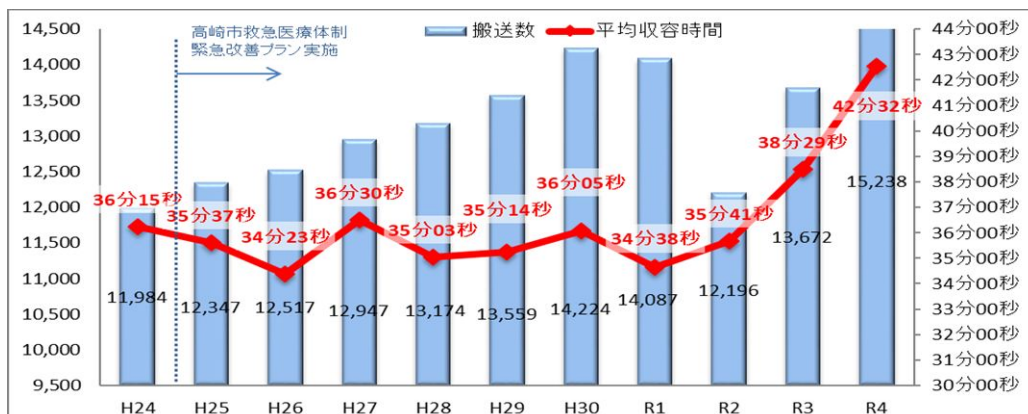
ア 平均収容時間

搬送数は年々増加しているが、救急車が要請を受けてから患者を病院に搬送するまでの平均収容時間は、当該補助事業開始前の平成24年に比べて短縮している。

なお、令和3年度、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による搬送困難事案の影響により、平均収容時間が拡大している。

イ 収容要請回数

救急隊から病院への収容要請が1回で決まる割合が、当該補助事業開始前の平成24年度に比べて、7%増加した。また、4回以上の要請件数は、平成24年度が824件に対して、令和4年度は698件と、126件（平成24年度比：約15%）減少した。搬送数については、新型コロナウイルスの感染拡大による人流減少が影響した令和2年度と比較して3,042件（約25%）増加した。



5 医療提供体制整備補助金

新型コロナウイルス感染症に対応する病院が行う下記の事業に対して支援し、体制等の整備を図った。

(1) 医療設備整備事業

新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査・入院体制を確保するために必要な資機材等を購入又は設備工事を行い、患者の受け入れ体制を整備する。

(2) 発熱外来運営事業

本市との連携により発熱症状等のある者の外来診療を行う体制を整備する。

(3) 帰国者・接触者外来運営事業

本市との連携により新型コロナウイルス感染症疑い患者を診療する体制を整備する。

(4) 診療・検査・入院体制強化事業

新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び感染症患者を受け入れる病院の診療、検査又は入院体制の強化を支援する。

(5) PCR検査検体採取事業

帰国者・接触者外来で行うPCR検査の実績に応じ支援する。

(6) 大型連休特別体制整備事業

ゴールデンウィーク及び年末年始に診療・検査体制を整備する病院を支援する。

(7) コロナ対応医療機関の診療・検査体制支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、一般の救急患者の受け入れに加え、感染症患者の専用病床の確保を行う病院を支援する。

(8) コロナ対応医療機関の入院受入体制支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、一般の救急患者の受け入れに加え、感染症患者の入院受け入れを行う病院を支援する。

(9) 感染症患者入院受入支援事業

本市との連携により新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、感染症患者の積極的な入院受け入れを行う病院を支援する。

(10) 中等症患者入院受入支援事業

本市との連携により感染症患者のうち、中等症Ⅱに該当する患者の積極的な受け入れを行う病院を支援する。

(11) 特定疾患患者入院受入支援事業

本市との連携により感染症患者のうち、精神疾患のある患者又は透析が必要な患者の積極的な受け入れを行う病院を支援する。

(12) 救急搬送患者受入支援事業

本市との連携により新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期において、一般の救急患者の積極

的な受け入れを行う病院を支援する。

(13) 新型コロナウイルス検査試薬購入費補助事業

本市が依頼するPCR検査(行政検査)を自院で行うことができる環境を整備した病院に対して、検査試薬の購入費を支援する。

(14) 転院患者受入促進事業

陰性となったあとも引き続き入院等の必要な患者の転院等を促し、陽性患者を受け入れる医療機関の病床の確保を促進する。

第3章 保健統計調査事業

1 保健衛生関係統計調査一覧

調査名	目的	調査事項	調査対象
人口動態調査	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」による届出
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること及び各種世帯調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する	世帯員数、家計支出総額、最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の受給状況、教育、公的年金の加入状況、仕事の状況、勤めか自営かの別等	全国の世帯及び世帯員 〈大規模調査年：3年周期〉 約27万7千世帯、約66万1千人 〈小規模調査年：大規模中間年〉約5万5千世帯、約13万2千人 ※令和4年19地区1,214世帯
全国家庭動向調査	家族の構造や機能の変化、それに伴う子育てや介護の実態とその変化要因を明らかにする	家事・育児参加や夫婦関係の実態、親世代との支援・被支援関係や居住関係の実態、就業歴や配偶者の働き方の実態等	国民生活基礎調査調査地区から無作為に抽出した300地区内のすべての世帯（約1万5千世帯） 5年周期 ※令和4年 1地区69世帯
病院報告	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る	〈患者票〉在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院、療養病床を有する診療所
衛生行政報告例	衛生関係諸法規の施行による衛生行政の実態を数量的に把握し、衛生行政運営の基礎資料を得る	衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係等	都道府県、指定都市及び中核市
地域保健・健康増進事業報告	地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る	母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、訪問指導、がん検診等	保健所及び市区町村

第4章 医療指導事業

1 医療監視

医療法第25条の規定及び厚生労働省の技術的助言に基づき、高崎市内に所在する病院の一部、有床診療所の一部及び新規開設された無床診療所を対象に、医療監視（法令上は「立入検査」という。）を実施した（病院については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部自主点検）。市民に適切な医療が提供されるよう、医療機関が医療法その他法令に規定された人員及び構造設備を有し、その適正な管理がなされているか否かをチェックし、必要に応じた改善指導を行った。

(1) 診療所医療監視実施状況

医療機関種別	対象医療機関	実施数	実施率(%)
病院（自主点検を含む）	25	25	100
有床診療所（1～7床）	5	5	100
無床診療所（新規）	12	12	100
合計	42	42	

(2) 病院医療監視実施結果（不適合事項の指摘項目及び件数）

指摘項目	実施病院数	不適合件数	不適合率(%)
医療従事者	25	1	4
医薬品部門	25	1	4
合計		2	

(3) 診療所医療監視実施結果（不適合事項の指摘項目及び件数）

指摘項目	実施診療所数	不適合件数	不適合率(%)
医療従事者	17	13	76
医薬品部門	17	2	12
放射線部門	7	2	29
廃棄物部門	17	6	35
事務管理・その他	17	5	29
医療安全管理体制	17	2	12
院内感染対策のための体制確保	17	1	6
医薬品安全管理体制	17	2	12
合計		33	

2 施設別の許認可件数

医療関係施設（病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所）の開設、変更、休廃止等の許可（病院は使用許可のみ）又は届出等の受理（病院に係るものは県へ送付）を行った。

また、医療法人の設立、定款変更、役員変更、決算等に係る申請又は届出等の受理及び県への送付を行った。

(1) 医療関係施設の種類別許認可等件数・施設数（令和5年3月31日現在）

区分	施設 病院	診療所		助産所	施術所		歯科 技工所	衛生 検査所
		一般	歯科		あはき	柔整		
開設許可	1	9	2	0	-	-	-	1
変更許可	7	11	3	0	-	-	-	0
使用許可	6	3	0	0	-	-	-	-
開設（後）届	1	13	8	0	17	9	1	-
変更届	6	42	8	0	29	41	0	3
休止届	0	2	1	0	3	1	0	0
廃止届	2	18	5	1	41	13	5	0
再開届	0	1	1	0	2	0	0	0
放射線関係	64	47	20	-	-	-	-	-
その他	25	94	4	0	10	1	1	7
合計	112	240	52	1	102	65	7	11
施設数	25	356	205	6	246	169	69	7

※ 「あはき」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所

「柔整」は、柔道整復師法に基づく施術所

※ 病院関係で使用許可以外は県へ送付を行っている経由事務

※ 衛生検査所の開設許可の件数は登録の件数

(2) 医療法人の申請等件数（令和5年3月31日現在）

設立認可	定款変更	決算届	役員変更届	登記終了届	その他
4	6	187	117	169	1

3 医療相談

市民の医療に対する信頼確保を図ることを目的に、医療に関する相談や苦情等を受け付けた。寄せられた相談等に対しては中立的な立場で対応するとともに、必要に応じて市内の医療機関に対し助言や情報提供等を行い、医療安全の推進を図った。

医療相談受付事務の概要

(単位：件)

相談者	本人	家族・親族	その他	合計
	94	39	5	138

相談方法	来庁	電話	手紙	合計
	8	129	1	138

相談内容	治療・処置	診断	検査	投薬	説明・書類	診察・リハ	手術	注射	器具・手洗い	その他
	29	10	5	9	14	12	2	3	1	53

相談に対する対応	助言・説明	他の機関を紹介	医療機関へ連絡	その他
	93	26	9	10

相談者の反応	納得した	やや納得した	やや納得しなかった	納得しなかった	不明
	57	48	15	15	3

第5章 薬事指導事業

1 薬局等一斉監視指導の実施状況

(1) 医薬品医療機器等法関係

高崎市内に所在する薬局等医薬品や医療機器等の販売業店舗を対象に、立入検査を実施した。市民へ適切な販売行為が提供されるよう、各店舗が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定された体制及び構造設備を有し、その適正な管理がなされているか否かをチェックし、必要に応じた改善指導を行った。

実施期間：医薬品等一斉監視（7月1日～12月28日）

医療機器等一斉監視（7月1日～12月28日）

業 種	令和3年度末 許可件数	実施件数	適合件数	適合率(%)
薬 局	191	36	15	42
店 舗 販 売 業	78	12	8	67
卸 売 販 売 業	71	6	5	83
高度管理医療機器販売・貸与業	268	35	30	86
管理医療機器販売・貸与業	1,024	75	70	93

(2) 毒物劇物取締法関係

市民の危害防止のため、毒物劇物販売業者が、毒物及び劇物取締法を遵守し、適切な販売及び取扱いを行っているか否かを確認するために、各店舗に対して立入検査等を実施した。

登 録 の 種 類	令和3年度末 登録件数	実施件数	適合件数	適合率(%)
一 般 販 売 業	174	43	32	74
農 業 用 品 目 販 売 業	14	11	8	73
特 定 品 目 販 売 業	6	2	2	100

2 許認可業務及び件数

(1) 医薬品医療機器等法関係

医薬品等の安全性確保と適正利用促進のために、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定されている薬局、薬局医薬品製造業、薬局医薬品製造販売業、医薬品販売業（店舗販売業、卸売販売業、旧薬種商、特例販売業）、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可業務及び管理医療機器販売業・貸与業等の各種届出書の受理を行った。

【医薬品医療機器等法関係許可施設等（令和5年3月31日現在）】

許可の種類	令和4年度末 許可件数	令和4年度			備考
		新規	更新	廃止	
薬局	193	8	29	6	6年ごとに更新
薬局製造販売業	7	0	1	0	6年ごとに更新
薬局製造業	7	0	1	0	6年ごとに更新
店舗販売業	81	4	17	1	6年ごとに更新
卸売販売業	64	2	8	7	6年ごとに更新
旧薬種商	0	0	0	0	6年ごとに更新
特例販売業	3	0	1	1	6年ごとに更新
高度管理医療機器等 販売業・貸与業	280	23	61	9	6年ごとに更新
管理医療機器 販売業・貸与業	1,071	69	-	10	届出制

(2) 毒物劇物取締法関係

毒物劇物の適正使用及び適正管理を行い、市民への危害防止のため、毒物及び劇物取締法に規定されている、毒物劇物販売業（一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業）の登録業務及び毒物劇物業務上取扱者等の各種届出書の受理を行った。

ア 【毒物劇物販売業（令和5年3月31日現在）】

登録の種類	令和4年度末 登録件数	令和4年度			備考
		新規	更新	廃止	
一般販売業	170	2	36	5	6年ごとに更新
農薬用品目販売業	14	1	4	1	6年ごとに更新
特定品目販売業	6	0	1	0	6年ごとに更新

イ 【毒物劇物業務上取扱者（令和5年3月31日現在）】

事業の種類	令和4年度末 届出件数	令和4年度		備考
		新規	廃止	
電気めっきを行う事業	15	0	0	届出制
金属熱処理を行う事業	1	0	0	届出制
毒物劇物の運送の事業	2	0	0	届出制

(3) 温泉法関係

【温泉利用許可状況（令和5年3月31日現在）】

利用の種類	令和4年度末 許可施設数	令和4年度末 許可件数	令和4年度	
			新規	廃止
浴用	27	89	0	4
飲用	1	1	0	0

3 各種普及・啓発運動

危険ドラッグ等薬物の乱用や医薬品の適正使用等について、市民に対して、正しい理解と知識の普及・啓発を行い、様々な危害から自分の身を守るようにするため、各種運動を実施した。

(1) 薬物乱用防止運動

薬物乱用防止教室へ講師を派遣することで、薬物に対する正しい知識の普及を行った。

例年開催している薬物乱用防止運動「6.26 ヤング街頭キャンペーン」、「薬物乱用防止 IN 高崎まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。「薬物乱用防止 IN 農業まつり」を実施した。

薬物乱用防止教室への講師派遣

対象	派遣件数	派遣先
中学生	6	高南、高松、矢中、倉賀野、並榎、八幡(中学校)
小学生	5	六郷、城南、八幡、北、塚沢(小学校)

(2) くすりと健康の週間（令和4年10月17日（月）から10月23日（日）まで）

期間中、医薬品を正しく使用することの大切さ、そのために薬剤師が果たす役割の大切さを一人でも多くの方に知ってもらうためにポスター等を用いて啓発活動を行った。

また、広く市民に周知するため、高崎市薬剤師会が主催する「健康フェア（令和4年10月16日）」に協力参加する等、関係団体との連携を図った。

4 医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法関係免許等受付（経由事務）

群馬県が行っている医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法並びに覚醒剤取締法に係る免許、登録、許可等の申請書の受け付けを行った。

(単位：件)

区分	新規(更新)	書換(変更)	再交付	廃止
配置従事者身分証明書	4	0	0	0
毒物劇物製造(輸入)業	4	1	0	0
販売従事登録	54	8	3	0
麻薬取扱者免許	492	127	1	69
覚醒剤原料取扱者指定	1	1	0	0

5 資格試験願書配布

群馬県が実施している毒物劇物取扱責任者及び登録販売者の資格試験の願書配布を行った。

第6章 免許申請受付（經由事務）

1 厚生労働大臣免許件数

（単位：件）

区 分	新 規	籍訂正書換え	再 交 付	登 録 抹 消	合 計
医 師	34	12	1	5	52
歯 科 医 師	4	4	1	2	11
薬 剤 師	30	1	0	0	31
管 理 栄 養 士	28	19	2	0	49
保 健 師	12	22	0	0	34
助 産 師	10	7	0	0	17
看 護 師	202	113	8	1	324
診療放射線技師	10	3	0	0	13
臨床検査技師	16	7	3	0	26
衛生検査技師	-	0	0	0	0
理学療法士	32	12	0	0	44
作業療法士	10	8	1	0	19
視能訓練士	3	2	0	0	5
合 計	391	210	16	8	625

2 県知事免許件数

（単位：件）

区 分	新 規	籍訂正書換え	再 交 付	登 録 抹 消	合 計
准 看 護 師	80	30	9	0	119
栄 養 士	67	30	3	0	100
調 理 師	65	16	23	0	104
製 菓 衛 生 師	24	4	0	0	28
ク リ ー ニ ン グ 師	2	1	0	0	3
合 計	238	81	35	0	354

【保健予防課】

第1章 感染症対策事業

1 感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく感染症患者の入院勧告、就業制限等を診査するため協議会を設置し開催した。

感染症診査協議会は、毎月2回開催し、就業制限、入院勧告及び勧告の延長、結核については結核通院医療の適否について診査を行った。またその他に臨時診査会を183回開催した。

内 容	開 催 回 数
感 染 症 診 査 協 議 会 (全 体 会)	1
感 染 症 診 査 協 議 会 (結 核 部 会)	21
感 染 症 診 査 協 議 会 (感 染 症 部 会)	21

2 感染症予防普及啓発

感染症に関する情報や予防方法等について衛生講話を行った。また、ホームページで感染症の予防方法について啓発を行った。

内 容	回	備 考
衛 生 講 話	5	出前講座1回、養護教諭会2回、社会福祉施設職員等への研修2回
広 報 高 崎	25	蚊媒介感染症1回、新型コロナウイルス感染症24回
ホームページ(更新)	3	蚊定点モニタリング調査結果2回、サル痘1回
大 型 ビ ジ ョ ン ・ 大 型 モ ニ タ ー	2	新型コロナウイルス感染症1回、手洗い1回
S N S	1	蚊媒介感染症1回
手 洗 い チ ェ ッ カ ー 貸 し 出 し	11	

3 感染症発生動向調査

感染症法第 12 条、14 条に基づき、医師から届出のあった感染症情報を取りまとめ、群馬県感染症情報センターに報告した。また、第 15 条に基づき積極的疫学調査を実施するとともに、消毒の指導、就業制限や健康診断を実施した。

感染症類型	疾病名	届出件数
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	73,557 (※)
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	21
4 類	レジオネラ症	10
	E 型肝炎	2
	つつが虫病	1
5 類	ウイルス性肝炎	6
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2
	後天性免疫不全症候群 (HIV 感染症含む)	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	1
	梅毒	36
	破傷風	1
	百日咳	8

(※) 令和 4 年 9 月 26 日より届出対象が全数から 4 類型へ限定された。

新型コロナウイルス感染症のみ「陽性者数」を計上。

4 新型コロナウイルス感染症に関する業務

新型コロナウイルス感染症対策として以下の対応を行った。

対 応	内 容
体制整備	市内での受診・検査に係る体制整備 医療機関や社会福祉施設等における感染対策支援
相談対応・受診調整	コールセンターでの一般相談対応 市受診・相談センターでの受診相談対応 帰国者接触者外来への受診調整
検査対応	医療機関等での行政検査の実施 検体搬送
入院調整等	入院・ホテル療養の調整 入院勧告・就業制限等の通知発出
積極的疫学調査	患者や濃厚接触者、関係施設等への聞き取り調査及び衛生指導 関係自治体等への情報提供や調査依頼
健康観察等	自宅療養者及び濃厚接触者の健康観察 退院者やホテル退去者の健康フォローアップ 帰国者の健康観察 群馬県健康フォローアップセンターとの連携
集団発生（クラスター）対応	施設等の調査及び指導、C-MAT の派遣要請及び同行
報道に関すること	公表情報の整理と記者発表対応

5 インフルエンザ学級閉鎖状況

令和4年12月～令和5年3月の間、学校等からインフルエンザ学級閉鎖状況の報告を受け、インフルエンザの型・予防接種歴等について確認した。また、群馬県感染症情報センターへ1週間ごとに報告した。

施設種別	報告件数
幼稚園・認定こども園	0
小学校	16
中学校・特別支援学校・高等学校	3

6 集団発生に伴う積極的疫学調査

施設等から感染症の集団発生報告を受け、調査及び指導を行った。

(単位：件)

施設種別	インフルエンザ	感染性胃腸炎
保育園・保育所・認定こども園	13	19
児童婦人施設（児童養護施設を除く）	0	0
幼稚園、小、中、高等学校	0	1
病院	0	0
高齢者施設	0	2
障害者施設	0	0
児童養護施設	0	0
合計	13	22

7 新興・再興感染症

下記のとおり訓練の実施及び調査を実施する等、新興・再興感染症対策の取り組みを実施した。
エボラ出血熱等疑似症患者に係る移送訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

訓練名	実施日	参加機関
新型インフルエンザ等に係る医療提供演習	令和4年10月26日 令和4年11月16日 令和4年12月22日	高崎総合医療センター、日高病院、須藤病院、他の感染対策向上加算を算定する医療機関、医師会（高崎市・群馬郡・安中市）、安中保健福祉事務所、高崎市保健所

調査名	実施期間	実施場所	実施方法	備考
蚊定点モニタリング調査	6月 月2回 7月 月1回	姉妹都市公園 4ヵ所	人囀法	・市ホームページにて調査結果を公表 ・新型コロナウイルス感染症の影響により7月第1回までの実施

第2章 結核対策事業

1 結核予防事業

結核患者が発見された場合、感染症法第12条に基づき医師は直ちに保健所に届け出ることになっており、保健所では結核患者を登録し、適正な治療と療養ができるよう管理するとともに接触者健康診断等を行った。

(1) 登録患者数 (単位：人)

令和4年度	新登録患者数	31
令和4年度末	登録患者数	56

(2) 結核患者支援

登録された結核患者について、確実な治療終了に向けて、入院中の院内面接、家庭訪問等により個別支援(DOTS)、指導を行った。

(単位：人)

電話相談 延人数	メール 相談 延人数	来所相談		訪問指導			
		延人数	(再掲)DOTS	実人数	(再掲)DOTS	延人数	(再掲)DOTS
152	415	22	22	19	18	51	48

(3) 結核予防普及啓発

結核予防週間(9月24日～30日)、世界結核デー(3月24日)に合わせ、広報高崎、ホームページへの掲載及びラジオ等により、結核の最近の情報や予防対策等について啓発を行った。

また結核に関する衛生教育講話を関係施設等に出向き実施した他、令和2年度より「高齢者を守る！感染症対策」と題して出前講座を実施した。

内 容	回 数	備 考
広 報 ・ ラ ジ オ 高 崎	1	結核予防週間
出前講座等、衛生教育講話	4	出前講座1回、講話(医療機関等)3回 累計人数19人

2 結核健康診断事業

結核患者の早期発見のため、結核患者家族等に対する接触者健診及び結核治療終了者への管理健診を実施した。

(1) 接触者健診

(単位：人)

	受診延人数	保 健 所	委託医療機関	医師連絡等
ツベルクリン反応検査	0	0	0	0
IGRA 検査（血液検査）	44	44	0	0
胸部エックス線検査	16	8	6	2
喀 痰 検 査	1	0	1	0
合 計	61	52	7	2

医師連絡等：かかりつけ医による受診及び健康診断結果からの連絡

(2) 管理健診

(単位：人)

	受診延人数	保 健 所	委託医療機関	医師連絡等
胸部エックス線検査	65	16	21	28

医師連絡等：かかりつけ医による受診及び健康診断結果からの連絡

3 結核患者医療給付

感染症診査協議会（結核部会）において、感染性結核患者に対する就業制限（感染症法 18 条）、入院勧告（同 20 条）、結核医療費の公費負担（同 37 条の 2）について診査し、医療費を給付した。

感染症診査協議会（結核部会）診査件数

(単位：件)

法 別	諮 問	承 認	不 承 認
感染症法 18 条及び 20 条 （就業制限・入院勧告）	24	24	0
感染症法 37 条の 2 （ 通 院 医 療 ）	26	26	0

第3章 特定感染症対策事業

1 特定感染症予防普及啓発

エイズ等の特定感染症に関する情報や予防対策等について、広報高崎やホームページへの掲載及びラジオ等により啓発を行った。

街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

実施状況

内 容	回 数	備 考
広 報 高 崎	3	肝臓週間、世界エイズデー、エイズ検査普及月間
ホームページ (更新)	3	肝臓週間、世界エイズデー、エイズ検査普及月間
ラ ジ オ 高 崎	2	肝臓週間、世界エイズデー

2 特定感染症検査事業

特定感染症（エイズ、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症、肝炎）についての相談を受け、検査を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により例年より実施回数を縮小した。

- ・実施回数：9回
- ・検査実人数：42人

3 肝炎インターフェロン治療費等助成事業

県が実施する肝炎インターフェロン治療費等助成事業に係る事務について、委託契約に基づいた申請受付等の業務を行った。

- ・申請受付件数：213件

第4章 難病対策事業

1 難病患者地域支援対策推進事業

原因が不明で治療方法が確立していない難病の患者及びその家族に対し、窓口相談及び訪問相談指導を実施し、在宅療養生活に必要な助言や情報提供等を行うとともに、医療機関及び支援事業者との連絡調整等総合的な支援を行い、患者及び家族の不安解消と生活の質の向上を図った。

(1) 窓口相談

ア 実施状況

方 法	実人数	延人数
医療給付申請時の相談	3,049	4,291
その他の来所相談	3	3
電 話 相 談	-	309

イ 相談内容別実施状況

区 分	件 数	主な相談内容
医療給付の申請に関すること	4,013	申請の方法、申請の必要性
病気・病状に関すること	3	受診先、かかりつけ医の変更
就 労 に 関 す る こ と	0	休職中の就労の検討
福祉制度に関すること	273	障害の制度や手続きについて
治療・服薬に関すること	0	薬の種類、治療が合わない
看護・日常生活に関すること	5	訪問看護、リハビリなど
合 計	4,294	-

(2) 訪問相談指導

ア 実施状況

- ・訪問実人数：15人
- ・訪問延人数：53人

イ 疾患別実施状況

疾 患 名	訪問実件数	訪問延件数
筋萎縮性側索硬化症	13	44
多系統萎縮症	1	2
筋ジストロフィー	1	7
合 計	15	53

(3) 訪問口腔衛生指導

在宅における難病療養者の口腔の健康の保持・増進を図り、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等を防ぐため歯科衛生士が療養者宅を訪問し、療養者及びその家族等支援者に対し口腔衛生指導を行うもの。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4) 難病療養相談会

患者及びその家族を対象に、医師等を講師に招き、指定難病の疾患のうち認定患者の多い疾患をテーマとした療養相談会を開催した。

対象疾患	実施日	内容	参加者
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	令和5年3月10日	・医師による講演 高崎総合医療センター 平柳公利 先生 ・交流会	28人

(5) 療養支援実務者研修会

療養者及びその家族に対して在宅療養上の適切な支援が行えるよう、支援実務者の資質の向上を図ることを目的に療養支援実務者研修会をオンラインにより開催した。

対象	配信期間	内容	申込者
居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・高齢者あんしんセンター職員	令和5年 2月10日～3月15日	「難病療養支援のための制度のはなし」 群馬県 感染症・がん疾病対策課 職員	137人

(6) 在宅療養支援計画策定・評価

患者等に対しその実態に応じたきめ細かい支援を行うため、関係機関と連携しながら、対象患者ごとに在宅療養支援計画を作成した。

	実施回数	延参加者数
保健所主催	2	11
他機関主催	0	0

2 特定医療費（指定難病）支給認定

県が実施する特定医療費（指定難病）支給認定に係る事務のうち、委託契約に基づき申請受付・受給者証交付等の窓口業務及び書類の進達等を行った。

- ・受給者証交付者：2,910人（令和5年3月31日時点）

3 小児慢性特定疾病医療費支給事業

児童福祉法の規定に基づき、小児慢性児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、患者家族の医療費の負担軽減を図った。

(1) 医療給付件数等

- ・給付延件数：4,465件
- ・給付額：65,610,479円

(2) 受給者証交付者数（令和5年3月31日時点）

	疾患群	人数
1	悪性新生物	54
2	慢性腎疾患	28
3	慢性呼吸器疾患	7

4	慢性心疾患	75
5	内分泌疾患	60
6	膠原病	19
7	糖尿病	22
8	先天性代謝異常	12
9	血液疾患	11
10	免疫疾患	3
11	神経・筋疾患	44
12	慢性消化器疾患	30
13	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	12
14	皮膚疾患	6
15	骨系統疾患	6
16	脈管系疾患	3
	合計	392

※ 複数疾病に該当する者は主疾患群でカウント

(3) 医療費等特別助成

種 別	件 数	扶助額（円）
医療費自己負担分特別助成	136	2,904,040
意見書作成特別助成	408	1,393,570
通院費特別助成	341	2,573,166
合計	885	6,870,776

(4) 児童等特別助成（外出支援特別助成）

- ・件数： 12件
- ・扶助額：590,891円

4 難病患者見舞金支給

難病患者及び家族の福祉の増進を図るため、難病患者見舞金を支給した。

- ・令和4年度決算額：105,786,000円
- ・受給者数： 3,129人

5 特定疾病小児等物価高騰対策支援事業

目的：特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭に対し、通院等に係る燃料費、生活衛生用品等の購入費の一部を支援することで、養育費の負担軽減を図る。

経過：令和4年12月1日から実施

対象：令和4年4月1日から令和4年12月1日までの間有効期間がある高崎市小児慢性特定疾病医療費受給者を養育する保護者

内容：小児1人あたり10万円

令和4年度給付実績

給付者数	416人
給付額	41,600,000円

第5章 予 防 接 種 事 業

1 予防接種の実施方法等

(1) 定期予防接種

予防接種名	実施場所等	実施時期	
ロタウイルス	市内委託医療機関 40 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	通 年	
ヒ ブ			
小児用肺炎球菌			
B 型 肝 炎			
不活化ポリオ			
三 種 混 合			
四 種 混 合			
B C G			
麻しん風しん混合 (麻しん風しん単独を含む)			1 期
			2 期
水 痘			
日 本 脳 炎			1 期
			2 期
二種混合 2 期			
子 宮 頸 がん (HPV)	市内委託医療機関 108 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関		
風しん 5 期 (風しんの追加的対策)	市内委託医療機関 176 か所 全国の実施医療機関		
高齢者用肺炎球菌	市内委託医療機関 205 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関		
インフルエンザ	市内委託医療機関 242 か所 群馬県内相互乗り入れ医療機関	10 月～12 月	

※ 予防接種の実施方法は、平成 25 年度から全て個別接種となった。

(2) 任意予防接種

予 防 接 種 名	実 施 場 所 等	実 施 時 期
お た ふ く か ぜ	市内委託医療機関 40 か所	通 年
高 齢 者 用 肺 炎 球 菌	市内委託医療機関 205 か所	
妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査後予防接種	市内委託医療機関 163 か所	

(3) 抗体検査

抗体検査名	実施場所等	実施時期
妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査	市内委託医療機関 172 か所	通 年
風しん5期に前値する風しん抗体検査 (風しんの追加的対策)	市内委託医療機関 188 か所 全国の実施医療機関	

2 高崎市で実施している予防接種の種類

(1) 定期予防接種

種 別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備 考	
ロタウイルス	1 価ワクチンの場合： 生後 6 週 ～24 週未満児	1.5 ml	経口 2 回	標準的な接種期間 1 回目：生後 2 か月～14 週 6 日まで 2 回目：1 回目から 27 日以上の間隔	
	5 価ワクチンの場合： 生後 6 週 ～32 週未満児	2.0 ml	経口 3 回	標準的な接種期間 1 回目：生後 2 か月～14 週 6 日まで 2 回目：1 回目から 27 日以上の間隔 3 回目：2 回目から 27 日以上の間隔	
ヒ ブ	生後 2 か月 ～5 歳未満児	0.5ml	皮下注射最大 4 回	接種開始時の月齢により 回数が変わる	
小児用肺炎球菌	生後 2 か月 ～5 歳未満児	0.5ml	皮下注射最大 4 回	接種開始時の月齢により 回数が変わる	
B 型 肝 炎	1 歳未満児	0.25ml	4 週間隔 皮下注射 2 回	平成 28 年 4 月 1 日以降に 生まれた人が対象 標準的な接種期間： 生後 2 か月～9 か月	
			皮下注射 1 回		
不活化ポリオ	生後 3 か月 ～7 歳 6 か月未満児	0.5ml	3～8 週間隔 皮下注射 3 回	標準的な接種期間 1 期初回： 生後 3 か月～12 か月 1 期追加： 1 期初回終了後 12 か月～18 か月	
1 期追加			皮下注射 1 回		
三 種 混 合			1 期初回		3～8 週間隔 皮下注射 3 回
			1 期追加		皮下注射 1 回
四 種 混 合	1 期初回	0.5ml	3～8 週間隔 皮下注射 3 回		
	1 期追加		皮下注射 1 回		
B C G	1 歳未満児	—	経皮注射 1 回 (管針法)	標準的な接種期間： 生後 5 か月～8 か月	

種 別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備 考	
麻しん 風しん混合	1 期	1 歳～2 歳未満児	0.5ml	皮下注射各 1 回	麻しんまたは風しんに罹患した人は、未罹患の各単抗原ワクチン若しくは麻しん風しん混合ワクチンでの接種が可能
	2 期	5 歳～7 歳未満かつ 小学校入学前の 1 年間			
水 痘	1 歳～3 歳未満児	0.5ml	皮下注射 2 回	標準的な接種期間 1 回目：1 歳～1 歳 3 か月 2 回目：1 回目終了後 6 か月～12 か月	
日本脳炎	1 期 初回	生後 6 か月 ～7 歳 6 か月未満児	(3 歳未 満) 0.25 ml	1～4 週間隔で 皮下注射 2 回	標準的な接種期間 1 期初回：3 歳 1 期追加：4 歳 初回終了後おおむね 1 年 2 期：9 歳～10 歳未満 (小学 校 4 年生)
	1 期 追加		(3 歳以 上) 0.5ml	皮下注射 1 回	
	2 期	9 歳～13 歳未満児	0.5ml	皮下注射 1 回	
二種混合 2 期	11 歳～13 歳未満児	0.1ml	皮下注射 1 回	標準的な接種期間：11 才～ 12 歳未満 (小学校 6 年生)	
子宮頸がん (HPV)	・小学校 6 年生～高校 1 年生に相当する年 齢の女子 ・平成 9 年度～平成 17 年度生まれまでの 女子(キャッチアップ 接種)	0.5ml	筋肉内注射 3 回	標準的な接種期間：13 歳と なる年度 (中学 1 年生) ワクチンによって接種間隔 が異なる キャッチアップ接種は令和 4 年度から令和 6 年度までの 時限措置	
風しん 5 期 (風しんの追加的対策)	昭和 37 年 4 月 2 日～ 昭和 54 年 4 月 1 日生 まれの男性で、風しん 抗体価が低い人	0.5 ml	皮下注射 1 回	原則として麻しん風しん混 合ワクチンを使用する。	
高齢者用肺炎球菌	65 歳 (経過措置あり)	0.5ml	筋肉内注射又は 皮下注射 1 回	過去に 23 価肺炎球菌莢膜ポ リサッカライドワクチンを 接種した者を除く 経過措置の間は、年度中に 65、70、75、80、85、90、 95、100 歳、(100 歳以上) になる人を対象とする 60 歳以上 65 歳未満の人であ って心臓じん臓若しくは呼 吸器の機能又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機 能障害を有する人も対象	

インフルエンザ	65歳以上	0.5ml	皮下注射1回/年	実施期間： 10月1日～12月31日 60歳以上65歳未満の人であ って心臓じん臓若しくは呼 吸器の機能又はヒト免疫不 全ウイルスによる免疫の機 能障害を有する人も対象
---------	-------	-------	----------	--

(2) 任意予防接種(公費負担を伴うもの)

種別	接種対象者	接種量	接種方法・回数	備考
おたふくかぜ	1歳～5歳未満児	0.5ml	皮下注射1回	1歳以上(生後12～60か月の間)で接種することが望ましい
妊娠希望者と同居家族の風しん抗体検査後予防接種	市が実施する風しん抗体検査(HI法)で抗体価が16倍以下の人	0.5ml	皮下注射1回	1人1回のみ一部助成
高齢者用肺炎球菌	75歳以上	0.5ml	皮下注射または筋肉内注射1回	1人1回のみ一部助成(定期接種を受けている人は除く)

(3) 抗体検査

種別	検査対象者	検査方法	備考
妊娠希望者と同居家族の風しん抗体検査	妊娠を希望する女性及び配偶者等の同居家族	採血/原則として赤血球凝集抑制法(HI法)	過去に市の風しん抗体検査を受けたことがある者もしくは風しんの既往歴(確定診断)がある者は除く
風しん5期に前値する風しん抗体検査 (風しんの追加的対策)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	採血/赤血球凝集抑制法(HI法)、酵素免疫法(EIA法)ほか	平成31年度から令和6年度までの時限措置。特定健診や人間ドックの機会とあわせて利用できるよう、対象者にクーポン券を交付している。

3 各種予防接種実施状況

(1) 定期予防接種 []内はワクチンの略称

(単位：件)

ロタウイルス		ヒブ		小児用肺炎球菌		B型肝炎	
1回目	2,320	1回目	2,352	1回目	2,351	1回目	2,365
2回目	2,341	2回目	2,374	2回目	2,372	2回目	2,390
3回目	273	3回目	2,341	3回目	2,336	3回目	2,285
		追加	2,408	追加	2,409		

不活化ポリオ			四種混合 [DPT-IPV] (ジフテリア、百日せき、 破傷風、不活化ポリオ) (※三種混合を含む)			B C G	麻しん風しん混合 [MR]	
1期 初回	1回目	0	1期 初回	1回目	2,374	2,350	1期	2,411
	2回目	0		2回目	2,362		2期	2,829
	3回目	0		3回目	2,372			
1期追加		0	1期追加		2,205			

水痘		日本脳炎		二種混合2期 [DT] (ジフテリア、破傷風)		子宮頸がん (HPV)		
1回目	2,429	1期初回	1回目	2,666	2,542	1回目	1,934	
2回目	2,119		2回目	2,559		2回目	1,710	
		1期追加		3,459			3回目	1,206
		2期		4,028				

風しん 5期 (風しんの追加的対策)	高齢者用肺炎球菌	インフルエンザ
94	3,295	64,280

(2) 任意予防接種(公費負担を伴うもの) (単位：件)

おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査後予防接種
2,303	132	316

(3) 抗体検査 (単位：件)

妊娠希望者と同居家族の 風しん抗体検査	風しん5期に前値する 風しん抗体検査 (風しんの追加的対策)
454	170

※件数は、避難等により本市に住民票がないが実態として本市に居住している者に係る接種を含まない。

4 予防接種事業の経緯

(1) 定期予防接種

ア ヒブ

- ・平成22年4月1日から平成23年1月31日まで一部公費負担(1,000円)を実施。
- ・平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担。
- ・平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。

イ 小児用肺炎球菌

- ・平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担。
- ・平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。
- ・平成25年11月1日から、ワクチンが7価から13価に変更。

ウ 不活化ポリオ

- ・平成24年9月1日から、経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへ移行し、集団接種から個別接種となる。
- ・平成24年10月23日から、有効性と安全性が確認されたため追加接種を開始。
- ・平成24年11月1日に定期接種化された四種混合ワクチンに含まれているため、順次切り替えが進み接種件数は減少している。

エ 三種混合

- ・平成5年度から生後3か月～2歳未満児を対象に集団接種から個別接種に移行。
- ・平成6年度から対象を生後3か月～4歳未満に拡大。
- ・平成7年度から対象を生後3か月～7歳6か月未満に拡大。
- ・平成26年12月にワクチンの製造が中止となり、厚生労働省でワクチンを管理。
- ・平成28年7月に全てのワクチンの有効期限切れにより個別接種の実施を終了。
(平成24年11月から順次四種混合に切り替えている。)
- ・平成30年1月29日から販売再開。個別接種の実施も再開となるが、原則として四種混合を優先。

オ BCG

- ・平成19年度から、集団接種から個別接種に移行。
- ・平成25年4月1日から対象年齢を生後6か月未満から生後1歳未満に拡大。

カ 四種混合

- ・平成24年11月1日から定期予防接種を開始。

キ 麻しん 風しん

- ・1期については平成18年4月から、2期については平成18年6月から個別接種として開始。
- ・平成20年度から5年間の時限措置で3期・4期を実施。3期の旧群馬郡及び吉井地域内の中学校は集団接種。集団接種ができなかった人は実施医療機関にて個別接種。
- ・風しんもしくは麻しんの単独ワクチンについては、平成18年度から麻しん風しん混合ワクチンが導入されたことにより、一方の感染症に罹患済みの人がもう一方のワクチンの接種対象者とされ、平成18年度は経過措置として7歳6か月未満までの未接種者について全額公費負担。
- ・令和元年度から令和6年度までの6年間、風しんの追加的対策として昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性のうち、抗体検査の結果風しんの免疫が低い人を対象に、風しん5期として全額公費負担で定期予防接種を実施。(当初の事業期間は3年間だったが、さらに3年間延長された。)

ク 日本脳炎

- ・平成6年10月から定期予防接種(集団接種)を開始。
- ・平成10年度から2期の個別接種を開始。ただし、対象者を小学校4年生と前年未接種の5年

生とし、5月から9月末を推奨期間とした。

- ・平成17年7月29日の厚生労働省通知により3期（中学校3年生）の接種は中止。
- ・平成17年5月30日の厚生労働省の勧告により積極的勧奨が見合わせられていたが、平成22年4月1日から標準的接種年齢である3歳児に対し1期初回接種の積極的勧奨を再開。
- ・平成22年8月27日から2期の接種を再開。
- ・平成23年5月20日の厚生労働省通知により特例措置として平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの人は、20歳の誕生日前日まで定期予防接種の扱いとなる。さらに、1期追加接種の積極的勧奨を再開。その後2期についても順次積極的勧奨を再開。また、平成7年4月2日から平成7年5月31日生まれの人は、高崎市内の医療機関で接種した場合に限り、1回分を公費助成とした。（行政措置）
- ・平成24年2月28日の厚生労働省通知により特例措置として平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの人は、2期の対象年齢の期間に受けた1期の不足分が定期予防接種の扱いとなる。
- ・平成25年4月1日から特例措置の対象年齢に平成7年4月2日から5月31日生まれの人も追加された。
- ・令和3年度にワクチンの供給量が大幅に減少し出荷調整が行われたため、厚生労働省通知に基づき第2期の対象者に発送する個別通知を1年間先送りし、令和4年度に順次個別通知を発送した。

ケ 二種混合2期

- ・小学校（6年生）で集団接種。当該小学校の集団接種を受けられなかった人は、翌日から個別接種対応となる。（推奨期間9月30日まで）。
- ・平成25年度から、集団接種から個別接種へ移行。それに伴い小学校6年生に対し、年度当初（4月）に個別通知を送付。
- ・平成27年度から、年度当初（4月）の個別通知送付を11歳の誕生月の翌月送付へ変更。

コ 子宮頸がん（HPV）

- ・平成23年2月1日から国の「ワクチン接種緊急促進事業」に基づき全額公費負担を実施。
- ・平成25年4月1日から、任意接種から定期予防接種となる。
- ・平成25年6月14日から積極的な接種勧奨が差し控えとなる。
- ・令和2年10月9日付「定期接種対象者等への周知について」の厚生労働省通知を受け、高校1年生相当の女子・保護者宛てにリーフレット等を個別送付。
- ・令和3年11月26日付厚生労働省通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」により、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたとして、積極的な接種勧奨の差し控えが廃止された。
- ・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種の実施が開始された。
- ・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の期間を過ぎたあとに自費で接種を行った方に対して、接種費用の償還払いが開始された。

サ インフルエンザ

- ・平成13年11月7日から接種当日に65歳以上の人を対象に定期予防接種を開始。

シ 水痘

- ・平成26年10月1日から1歳～3歳未満児を対象に定期予防接種を開始。
- ・平成26年度に限り、経過措置として3歳～5歳未満児の1回目接種も定期予防接種として実施。

ス 高齢者用肺炎球菌

- ・平成26年10月1日から65歳の人を対象に定期予防接種を開始。
- ・平成26年度～30年度に限り、経過措置として各年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人（年度により100歳以上も含む）も定期予防接種の扱いとするとしていたが、平成31年度～令和5年度もしばらく経過措置を継続。（過去に接種している人は除く。）

セ B型肝炎

- ・平成28年10月1日から、平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満児を対象に定期予防接種を開始。

ソ ロタウイルス

- ・令和2年10月1日（令和2年8月1日以後生まれ）以降、任意接種から定期予防接種となる。

(2) 任意予防接種（公費負担を伴うもの）

ア おたふくかぜ

- ・平成21年1月から市内委託医療機関で2歳～5歳未満児を対象に一部公費負担（3,000円）を実施。
- ・平成25年4月1日から助成対象年齢を1歳～5歳未満に拡大。

イ 高齢者用肺炎球菌

- ・平成22年4月1日から市内委託医療機関で75歳以上を対象に一部公費負担（1,000円）を実施。
- ・平成23年4月1日から公費負担額を2,000円に増額。
- ・定期予防接種の高齢者用肺炎球菌予防接種対象者は定期予防接種を優先する。

ウ 風しん抗体検査後予防接種

- ・平成25年6月から、平成2年4月1日以前生まれで妊娠を予定している人や妊婦のいる家庭を対象に、大人の風しん予防接種の一部公費負担を実施。（4月1日～5月31日までは償還払い。）
助成金額：麻しん風しん混合ワクチンは5,000円、風しんワクチンは3,000円
- ・平成26年度から助成の対象者を、本市が行う風しん抗体検査の結果がHI法で16倍以下だった人に限定するよう変更。助成金額は平成25年度と同額。
- ・平成31年度から、本市以外が行った抗体検査結果が適用でき、生年月日要件も撤廃するなど、対象者を拡充した。

エ 水痘

- ・平成26年度に限り、3歳～5歳未満児の2回目接種について一部公費負担（3,000円）を実施。

オ ロタウイルス

- ・平成 27 年 4 月 1 日から予防接種費用の一部公費負担を実施。ワクチンにはロタリックス（1 価）とロタテック（5 価）の 2 種類があり、予防効果に差はなく、製造過程及び接種回数異なる。
- ・ロタリックス：生後 6 週～24 週未満児を対象に 1 回につき 3,000 円を助成（2 回まで）
- ・ロタテック：生後 6 週～32 週未満児を対象に 1 回につき 2,000 円を助成（3 回まで）
- ・平成 28 年 4 月 1 日から公費負担額を増額。
- ・ロタリックス：1 回につき 6,000 円を助成（2 回まで）
- ・ロタテック：1 回につき 4,000 円を助成（3 回まで）
- ・令和 2 年 10 月 1 日（令和 2 年 8 月 1 日以後生まれ）以降、任意接種から定期予防接種となる。

（3）抗体検査

ア 妊娠希望者と同居家族の風しん抗体検査

- ・平成 24～25 年度に風しんが全国的に流行したことを受け、先天性風しん症候群を予防するために平成 26 年度から風しん抗体検査事業を開始。検査費用は全額公費負担。
- ・対象者は、以下のいずれかに該当する人。（平成 30 年度までは①②は初めての妊娠が対象）
 - ① 妊娠を希望する人
 - ② 妊娠を希望する人の配偶者などの同居者
 - ③ 風しんの免疫が低いと診断された妊婦の配偶者などの同居者
- ・平成 28 年度から、対象者の要件に平成 2 年 4 月 1 日以前生まれでの人であることを追加。
- ・平成 31 年度から、2 回目以降の妊娠や平成 2 年 4 月 2 日以降生まれの人も対象とするなど、制度を拡充した。

イ 風しん 5 期に前値する風しん抗体検査（風しんの追加的対策）

- ・令和元年度から令和 6 年度までの 6 年間、風しんの追加的対策として昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、全額公費負担で風しんの抗体検査を実施。（当初の事業期間は 3 年間だったが、さらに 3 年間延長された。）

（4）特別な理由による任意予防接種費用補助

平成 31 年度から、病気の治療として骨髄移植を受けたなどの理由により過去に受けた定期予防接種の免疫が消失した場合の再接種費用を補助する制度を開始。

以下の要件に該当する人が対象。補助金額は高崎市の定期予防接種委託料単価を上限とする。

- ・疾病の治療として骨髄移植を受けた等の特別な理由により免疫が消失し、接種済みの定期の予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。また、再度の予防接種を実施することが可能であり、再接種が有益であると医師が判断していること。
- ・予防接種を受ける日において、高崎市内に住所を有すること。
- ・予防接種を受ける日において、20 歳未満であること。（ただし、ヒブは 10 歳未満、小児用肺炎球菌は 6 歳未満、四種混合は 15 歳未満、BCG は 4 歳未満であること。）

【コロナ臨時対策室】

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室】

第1章 新型コロナウイルス予防接種事業

1 事業の目的

新型コロナウイルスワクチンの接種により新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る。

2 実施概要

実施期間	令和3年2月17日から令和6年3月31日まで
接種費用	無料
接種類型	臨時予防接種
実施方法	市内約200の医療機関による個別接種及び市独自接種会場8か所での集団接種

3 接種状況

昨年度から引き続き、5歳以上を対象とした初回接種（1、2回目接種）を実施するとともに、5月からは60歳以上、基礎疾患を有する者、医療従事者等を対象とした第二期追加接種（4回目接種）を、さらに、9月からは小児（5歳～11歳）に対する追加接種（3回目接種）及び12歳以上の初回接種終了者に対する2価ワクチンを使用した令和4年秋開始接種（3～5回目接種）を実施した。

また、乳幼児（生後6か月～4歳）については、11月から新たに初回接種（1～3回目接種）を実施している。

（単位：人）

年齢区分	R4.1.1 住基人口	1回目 接種者数	2回目 接種者数	3回目 接種者数	4回目 接種者数	5回目 接種者数	オミクロン株 対応2価ワクチン 接種者数
65歳以上	105,584	99,100	98,848	96,382	88,556	73,081	80,957
60～64歳	20,463	19,332	19,263	18,174	14,893	9,035	13,563
50歳代	50,723	47,377	47,174	42,164	27,879	4,405	27,836
40歳代	54,074	45,469	45,190	36,372	19,311	3,165	19,501
30歳代	40,341	33,369	33,035	24,643	10,282	1,770	10,591
20歳代	36,396	30,419	30,022	21,556	7,464	984	8,363
12～19歳	27,788	20,156	19,733	13,102	5,448	15	7,817
5～11歳	22,042	4,525	4,136	2,044	—	—	—
6か月～4歳	13,395	557	482	286	—	—	—
合計	370,806	300,304	297,883	254,723	173,833	92,455	168,628

※令和5年3月30日時点

※オミクロン株対応2価ワクチン接種者数は3回目から5回目の接種者数に含まれる

【 健 康 課 】

第1章 成人保健事業

1 健康教育

(1) 個別健康教育

目 的：疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動を改善し、生活習慣病の予防に資する。

《禁煙チャレンジ教室》

対象者：喫煙者（喫煙本数がおおむね1日平均20本以上の人）で、禁煙を希望している人

会 場：高崎市総合保健センター（6回開催）

参加者：14人

(2) 集団健康教育

目 的：生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図る。

対 象 者：希望者

実施状況 () 内：40～64歳の人

	実 施 回 数	参 加 延 人 数
一 般 教 育	131	3,146(849)
歯 周 疾 患 教 育	2	45(34)
薬 教 育	1	24(24)
ロコモティブシンドローム	80	660(104)
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	6	14(6)
病 態 別 教 育	2	49(36)

実施状況の主な内訳 () 内：40～64歳の人

受 診 後 健 康 教 室	12	103(14)
事 業 所 向 け 出 張 健 康 講 話	1	6(6)
男 性 健 康 カ レ ッ ジ	7	147(77)
女 性 健 康 カ レ ッ ジ	9	210(210)
出 前 講 座	16	640(159)
食 改 推 出 前 講 座	0	0
ウ ォ ー キ ン グ 教 室	5	75(13)

2 健康相談

目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、悩みや不安の解消、健康の保持増進を図る。

対象者：希望者

実施状況 () 内：40～64歳の人

		実施回数	被指導延人数
重点健康相談	高血圧	37(17)	47(18)
	脂質異常症	21(13)	23(12)
	糖尿病	36(11)	39(9)
	歯周疾患	3(2)	4(3)
	骨粗鬆症	1(1)	1(1)
	女性の健康	16(11)	20(11)
	病態別	38(14)	41(11)
	小計	152(69)	175(65)
がん	8(1)	8(1)	
肝炎ウイルス	0(0)	0(0)	
総合健康相談	1,319(259)	2,851(302)	
合計	1,479(329)	3,034(368)	

3 健康診査

(1) はつらつ健診（若年者健診）

目的：メタボリックシンドロームをはじめとした生活習慣病予備軍を早期に発見し、生活改善及び疾病の発症を予防すること並びに若年期からの生活習慣病予防意識の啓発を図る。

対象者：19～39歳の人

内容：問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査 {中性脂肪、コレステロール (HDL・LDL)、GOT、GPT、 γ -GTP、HbA1c}、尿検査 (糖・蛋白)、詳細健診は、貧血検査、心電図検査、眼底検査

健診状況 (単位：人 (%))

対象者数	年間回数 (集団)	受診者数	受診者内訳		
			異常なし	要指導	要医療
78,666	59	1,785(2.3)	527(29.5)	776(43.5)	482(27.0)

(2) 健康増進健診

目的：40歳以上で特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象外となる人に対し健診を行い、生活習慣病や要介護状態等の危険因子を早期に発見し、適切な治療や介護予防事業につなげる。

対象者：40歳以上の生活保護受給者、中国残留邦人被支援者

内容：問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、詳細健診は、貧血検査、心電図検査、眼底検査

健診状況 (単位：人 (%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数
2,649	5～12月	276(10.4)

(3) 肝炎ウイルス検診

目的：肝炎の予防・疾病の早期発見、早期治療を図る。

対象者：40～75歳で未検査の人

内容：問診、血液検査 (B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査)

検診状況 (単位：人(%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受診者内訳								
			C型 + B型			C型のみ			B型のみ		
			節目 検診	節目外 検診	合計	節目 検診	節目外 検診	合計	節目 検診	節目外 検診	合計
135,866	5～1月	1,893 (1.4)	176	1,695	1,871	2	13	15	0	7	7

※対象年齢 節目：40歳の人 節目外：41～75歳の人

判定結果 (単位：人(%))

判定※	C型肝炎					陽性率	B型肝炎		
	陽性		陰性				陽性	陰性	陽性率
	①	②	③	④	⑤				
節目検診	0	0	0	4	174	-	0	176	-
節目外検診	0	2	6	25	1,675	0.1	7	1,695	0.4
合計	0	2	6	29	1,849	0.1	7	1,871	0.4

※ C型肝炎の判定

- ①高力価 ②中・低力価(RNA陽性) ③中・低力価(RNA陰性) ④陰性(HCV抗体検査)
⑤陰性(HCV抗体の検出)

(4) 骨量検診

目的：早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症予防を図る。

対象者：40、45、50、55、60、65、70歳の女性

内容：問診、両手骨をレントゲン撮影し骨量を測定

検診状況 (単位：人 (%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受診者内訳		
			正常範囲	要指導	要治療
17,128	5～1月	1,832(10.7)	1,380(75.3)	301(16.4)	151(8.3)

(5) 成人歯科健診

目的：歯周疾患の早期発見、早期治療を行うことで歯の喪失を予防する。

対象者：30、40、50、60、70歳の人

内容：問診、歯周組織検査

健診状況

(単位：人 (%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受診者内訳		
			異常なし (CPI=0)	要指導 (CPI=1)	要精検
23,475	5～1月	393(1.7)	77(19.6)	137(34.9)	179(45.5)

(6) 20歳の歯科健診

目的：歯周疾患の早期発見、早期治療を行うことで歯の喪失を予防する。

対象者：平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれて令和4年「20歳の歯科健診カード」を持っている人

内容：問診、歯周組織検査

健診状況

(単位：人 (%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受診者内訳		
			異常なし (CPI=0)	要指導 (CPI=1)	要治療 要精検
2,823	令和4年 1月～12月	159 (5.6)	28 (17.6)	78 (49.1)	53 (33.3)

(7) がん検診

平成23年度から健康検診センターにて、胸部（肺がん・結核）検診、胃がん（バリウム）検診、胃がんリスク（ABC）検診、大腸がん検診、前立腺がん検診の最大5検診を同日に受診できる「がんセット検診」を開始した。

ア 胸部（肺がん・結核）検診

目的：肺がん・結核の早期発見、早期治療を図る。

対象者：40歳以上の人

内容：問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診検査

平成30年度から、胸部（肺がん・結核）検診の個別検診を開始。また、かくたん検査の対象者を国の指針通り、50歳以上で喫煙指数（日の喫煙本数×喫煙年数）600以上の人とした。

検診状況（胸部エックス線検査）

(単位：人 (%))

対象者数		実施期間及び年間回数	受診者数		受診者内訳			
40歳以上	(再掲) 40～69歳		40歳以上	(再掲) 40～69歳	異常なし (B)	有所見 (C)	要精検 (D)	要精検 (E)
235,330	147,182	個別5～1月 集団278回	27,198 (11.6)	7,036 (4.8)	23,925 (88.0)	2,293 (8.4)	616 (2.3)	364 (1.3)

※ 読影不能なし

検診状況（喀痰細胞診検査）

（単位：人（％））

容器配布数	容器回収数	結果内訳				
		検体不良 (A)	異常なし (B)	6か月以内の 再検査(C)	要精検 (D)	要精検 (E)
854	748	54(7.2)	688(92.0)	5(0.7)	1(0.1)	0(0.0)

要精検者の内訳

（単位：人）

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳（重複あり）									未受診
		肺がん	肺がん疑い	結核（活動性）	結核（陳旧性）	結核疑い	転移性肺腫瘍	その他肺疾患	その他	異常なし	
980	849	9	33	0	18	2	0	484	125	208	131
6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3

※ 令和5年6月1日現在

※ 上段は胸部エックス線検査（D・E）によるもの

※ 下段は喀痰検査（C・D・E）によるもの

イ 胃がん検診

目的：胃がんの早期発見、早期治療を図る。平成29年度から胃がん【内視鏡】検診を開始した。（バリウムと内視鏡の両方が対象となる人はどちらか1つを選択。）

（ア）【バリウム】検診

対象者：40歳以上の人

内容：問診、胃部エックス線撮影

検診状況

（単位：人（％））

対象者数	年間回数 （集団）	受診者数	受診者内訳		
			異常なし	要精検	有所見
235,330	160	2,907	2,124(73.1)	181(6.2)	602(20.7)

要精検者の内訳

（単位：人）

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳（重複あり）											未受診	
		胃がん	胃がん疑い	粘膜下腫瘍	胃ポリープ	胃潰瘍	胃潰瘍癒痕	十二指腸ポリープ	十二指腸潰瘍	十二指腸潰瘍癒痕	胃炎	その他		異常なし
181	156	2	1	6	17	3	11	2	1	1	87	12	30	25

※ 令和5年6月1日現在

(イ) 【内視鏡】 検診

対象者：40歳・45歳と50歳以上の人で前年度に高崎市の胃がん【内視鏡】検診を受けていない人

内 容：問診、胃部内視鏡検査

検診状況 (単位：人 (%))

対象者数	実施期間 (個別)	受診者数	受 診 者 内 訳		
			異常なし	要 精 検	有 所 見
193,140	5～1月	4,344	1,505(34.7)	266(6.1)	2,573(59.2)

※要精検：検診時生検受診者と検診時生検未受診のうち要再検査者

要精検者の内訳 (単位：人)

要 精 検 者 数	精 検 受 診 者 数	精 検 結 果 内 訳					未 受 診
		胃 が ん	胃 が ん 疑 い	含 む 良 性 病 変 慢 性 胃 炎、 食 道 炎 等 を	胃 が ん 以 外 の 悪 性 病 変	胃 炎、 萎 縮 の な い 胃	
266	245	13	16	203	5	8	21

※令和5年6月1日現在

(ウ) 実施状況 (バリウム検診+内視鏡検診) (単位：人 (%))

対 象 者 数		受 診 者 数	
40歳以上	(再掲) 50～69歳	40歳以上	(再掲) 50～69歳
235,330	95,237	7,251(3.1)	2,823(※5.2)

※(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100(地域保健・健康増進事業報告より)

ウ 胃がん【リスク】検診 (平成29年度から名称変更、対象者拡大)

目 的：胃の萎縮度やピロリ菌感染検査により、胃がん発生リスクを知り、がんの早期発見、早期治療を図る。

対 象 者：40歳・45歳と50歳以上の人で平成29年度以降に高崎市の胃がん【リスク】検診を受けていない人(原則として初回の内視鏡検査時に受診)

内 容：血液検査(血清ペプシノゲン検査、血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査)

検診状況

(単位:人(%))

対象者数	実施期間 及び年間回数	受診者数	受診者内訳				
			A	B	C	D	E
164,781	個別 5~1月 集団 165回	3,512 (2.1)	2,044 (58.2)	383 (10.9)	144 (4.1)	60 (1.7)	881 (25.1)

※A-ピロリ抗体検査陰性・ペプシノゲン検査陰性、B-ピロリ抗体検査陽性・ペプシノゲン検査陰性、C-ピロリ抗体検査陽性・ペプシノゲン検査陽性、D-ピロリ抗体検査陰性・ペプシノゲン検査陽性、E-過去に除菌治療を受けた人

※要精検 (B、C、D)

要精検者の内訳

(単位:人)

精 検 者 数	精 検 受 診 者 数	精 検 結 果 内 訳 (重複あり)											未 受 診
		胃 が ん	粘 膜 下 腫 瘍	胃 ポ リ ー プ	胃 潰 瘍	胃 潰 瘍 癒 痕	十 二 指 腸 ポ リ ー プ	十 二 指 腸 潰 瘍	十 二 指 腸 潰 瘍 癒 痕	胃 炎	そ の 他	異 常 な し	
587	407	9	3	23	9	11	4	8	9	341	46	18	180

※ 令和5年6月1日現在

エ ピロリ検診 (平成29年度から対象者拡大)

目 的:ピロリ菌検査により将来の胃がんリスク者を医療につなげ、胃がん罹患率の減少を図る。

対 象 者:20歳から39歳で過去に高崎市のピロリ検診を受けていない人

内 容:血液検査(血清ヘリコバクター・ピロリ抗体検査)

検診状況

(単位:人(%))

対象者数	実施期間 及び年間回数	受診者数	受診者内訳	
			陰性	陽性
69,388	個別 5~1月 集団 59回	1,136 (1.6)	1,022 (90.0)	114 (10.0)

オ 大腸がん検診

目 的:大腸がんの早期発見、早期治療を図る。

対 象 者:40歳以上の人

内 容:免疫便潜血検査2日法

検診状況

(単位:人(%))

対 象 者 数		実 施 期 間 及 び 年 間 回 数	受 診 者 数		受 診 者 内 訳	
40歳以上	(再掲) 40~69歳		40歳以上	(再掲) 40~69歳	異常なし	要精検
235,330	147,182	個別 5~1月 集団 192回	21,628 (9.2)	8,381 (5.7)	20,108 (93.0)	1,520 (7.0)

要精検者の内訳

(単位：人)

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳(重複あり)								未受診
		大腸がん	大腸がん疑い	腺腫性ポリープ	非腺腫性ポリープ	大腸憩室	大腸炎	その他	異常なし	
1,520	1,043	54	14	572	88	156	35	118	212	477

※ 令和5年6月1日現在

カ 子宮がん検診

目的：子宮がんの早期発見、早期治療を図る。

対象者：20歳以上の女性

内容：問診、診察、細胞診検査（一部体がん検診を含む）、30歳・35歳の希望者にHPV検査
 検診状況 (単位：人(%))

対象者数		年間回数	受診者数		受診者内訳				
20歳以上	(再掲) 20～69歳		20歳以上	(再掲) 20～69歳	異常なし	要精検	有所見	要観察	要受診
159,383	109,029	個別5～1月 集団 45回	16,019 (10.1)	13,342 (※17.6)	11,653 (72.7)	304 (1.9)	2,040 (12.7)	1,708 (10.7)	314 (2.0)

※子宮体がん検診(3,211人)は、個別検診でのみ実施。30歳・35歳のHPV検査は、559人受診。

※(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100(地域保健・健康増進事業報告より)

要精検者の内訳

(単位：人)

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳(重複あり)																未受診
		子宮頸がん	子宮頸がん疑い	子宮体がん	子宮体がん疑い	CIN3	CIN2	HSIL	CIN1	腺異形成	卵巣腫瘍	慢性頸管炎	子宮筋腫	膣炎	ポリープ	その他	異常なし	
304	251	3	1	3	2	12	16	0	84	0	2	35	3	9	2	32	55	53

※ 令和5年6月1日現在

※ HSIL(CIN3又はCIN2のいずれかで区別できないもの)…令和元年度新規追加項目(地域保健・健康増進事業報告)

キ 乳がん検診

目 的：乳がんの早期発見、早期治療を図る。

対 象 者：40 歳以上の女性で前年度に高崎市の乳がん検診を受けていない人

内 容：個別検診は、問診、視触診、マンモグラフィを実施

集団検診は、問診、視触診、マンモグラフィに加え、甲状腺の診察も同時実施

検診状況 (単位：人 (%))

対 象 者 数		年間回数	受 診 者 数		受 診 者 内 訳			
40 歳以上	(再掲) 40～69 歳		40 歳以上	(再掲) 40～69 歳	異常なし	要精検	要治療	要観察
123,207	72,853	個別 5～1 月 集団 40 回	7,201 (5.8)	5,343 (※15.2)	6,823 (94.7)	302 (4.2)	0 (0)	76 (1.1)

※(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100 (地域保健・健康増進事業報告より)

要精検者の内訳

(単位：人)

要精検者数	精検受診者数	精 検 結 果 内 訳 (重複あり)												未受診
		乳がん	乳がん疑	微石灰化	線維腺腫	乳腺炎	乳腺症	葉状腫瘍	乳管内乳頭腫	のう胞	脂肪腫	その他	異常なし	
302	265	23	2	25	36	6	34	1	1	58	1	8	95	37

※ 令和5年6月1日現在

ク 甲状腺がん検診

目 的：甲状腺がんの早期発見、早期治療を図る。

対 象 者：40 歳以上の女性で前年度に高崎市の乳がん検診を受けていない人

内 容：問診、視触診。乳がん検診の集団検診と同時実施

検診状況 (単位：人 (%))

年間回数 (集団)	受診者数	受 診 者 内 訳			
		異常なし	要精検	有所見	継続医療
32	1,459	1,340(91.8)	17(1.2)	17(1.2)	85(5.8)

要精検者の内訳

(単位：人)

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳 (重複あり)									未受診
		甲状腺がん	甲状腺がん疑い	橋本病	単純性甲状腺腫	腺腫様甲状腺腫	のう腫	バセドウ氏病	その他	異常なし	
17	6	0	0	1	2	4	0	0	1	0	11

※ 令和5年6月1日現在

ケ 前立腺がん検診

目的：前立腺がん及び前立腺疾患の早期発見、早期治療を図る。

対象者：50歳以上の男性

内容：問診、血液検査(PSA)

検診状況

(単位：人(％))

対象者数		実施期間 及び年間回数	受診者数		受診者内訳			
50歳以上	(再掲) 50～69歳		50歳以上	(再掲) 50～69歳	異常なし	要精検	有所見	診断済
85,588	47,794	個別5～1月 集団195回	9,536 (11.1)	2,883 (6.0)	8,487 (89.0)	1,047 (10.9)	0 (0.0)	2 (0.1)

要精検者の内訳

(単位：人)

要精検者数	精検受診者数	精検結果内訳 (重複あり)						未受診
		前立腺がん	前立腺がん疑い	前立腺肥大	前立腺炎	その他	異常なし	
1,047	627	49	321	202	18	2	37	420

※ 令和5年6月1日現在

コ 年代別受診者数、がん発見者数

(単位：人)

		20 ～29 歳	30 ～39 歳	40 ～49 歳	50 ～59 歳	60 ～69 歳	70 歳 以上	計
胸部 (肺がん ・結核)	レントゲン 受診者	—	—	1,842	2,240	4,984	18,132	27,198
	発見がん	—	—	0	0	0	9	9
	喀痰 受診者	—	—	—	53	173	522	748
	発見がん	—	—	—	0	0	0	0
胃がん 【バリウム】	受診者	—	—	549	429	635	1,294	2,907
	発見がん	—	—	0	0	0	2	2
胃がん 【内視鏡】	受診者	—	—	235	733	1,026	2,350	4,344
	発見がん	—	—	0	0	4	9	13
胃がん 【リスク】	受診者	—	—	318	761	906	1,527	3,512
	発見がん	—	—	0	0	2	4	6
大腸がん	受診者	—	—	1,785	2,235	4,360	13,248	21,628
	発見がん	—	—	1	4	12	37	54
子宮がん	頸部受診者	869	2,335	3,904	3,584	2,650	2,677	16,019
	発見がん	0	0	0	1	1	1	3
	体部受診者	5	156	1,083	1,221	432	314	3,211
	発見がん	0	0	0	1	1	1	3
乳がん	受診者	—	—	1,905	1,835	1,603	1,858	7,201
	発見がん	—	—	4	4	5	10	23
前立腺がん	受診者	—	—	—	875	2,008	6,653	9,536
	発見がん	—	—	—	1	6	32	39

※受診対象外は、「—」と表示

※胃がん【リスク】検診の発見がんは胃がん【内視鏡】検診の発見がんと重複した場合、胃がん【内視鏡】検診を優先して計上

※令和5年6月1日現在

(8) 高崎市医療用ウィッグ等購入費補助金の交付

目的：医療用ウィッグや胸部補整下着等の購入費用を助成することで、がん患者等の精神的、経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上と就労等の社会生活を支援する。

対象者：本市に住民登録をしており、がん治療等に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具を必要としている人

申請件数：188件

(9) 高崎市若年がん患者在宅療養支援事業補助金の交付

目的：若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、患者とその家族の負担軽減を図る。

対象者：本市に住民登録をしている39歳以下のがん患者で、他の公的支援を受けていない人

申請（補助）件数：2件

4 健康増進

(1) 高崎市健康増進計画の推進

目 的：国の進める国民健康づくり運動「健康日本21」の計画に沿って策定された高崎市健康増進計画に基づき、『がん予防・循環器病予防・糖尿病予防』を重点テーマとして推進し、市民の壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図る。

ア 推進体制

- ・推進委員会 委員 19人
- ・行政部会 委員 7人

イ 会議

会 議	開催回数	延出席者数
推 進 委 員 会	1	11
行 政 部 会	1	7

(2) 食育推進計画の推進

目 的：国の食育推進基本計画に沿って策定された高崎市食育推進計画に基づき、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域（関係団体）生産者、行政等が連携・協力し、市民一人ひとりが食の大切さを見直し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育めるよう食育の推進を図る。

ア 推進体制

- ・食育推進会議 委員 18人
- ・食育推進委員会 委員 21人
- ・専門部会 関係部署 11課 13人

イ 会議

会 議	開催回数	延出席者数
食 育 推 進 会 議	2	31
食 育 推 進 委 員 会	0	0
専 門 部 会	1	10

(3) 高崎市食生活改善推進協議会活動

目 的：「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食生活改善を通して、市民の保健栄養水準の向上を図り、地域の健康づくりを推進する。

ア 会員数：142人（男性4人、女性138人）

イ 活動内容

(ア) 総会および役員会

名 称	開催回数	会 員 数
総 会	1	29
活 動 説 明 会	1	29
役 員 会	6	94

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から内容を縮小して実施した。

(イ) 市委託事業（全地区共通）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から内容を変更して実施した。

【おやこの食育教室】

実施方法	家庭		公民館・保健センター・公立保育園		
	件数	人数	件数	人数	
対話・訪問	710	710	0	0	
情報提供	0	0	45	1,203	
調理実習	開催回数	会員数	一般参加者		合計人数
			大人	子ども	
	16	127	3	3	133

【災害食】

実施方法	家庭		公民館・保健センター・長寿センター		
	件数	人数	件数	人数	
対話・訪問	710	710	0	0	
情報提供	0	0	38	1,140	
調理実習	開催回数	会員数	一般参加者		合計人数
	17	117	11		128

【生涯骨太クッキング】

実施方法	家庭		公民館・保健センター・長寿センター		
	件数	人数	件数	人数	
対話・訪問	710	710	0	0	
情報提供	0	0	36	1,080	
調理実習	開催回数	会員数	一般参加者		合計人数
	18	139	22		161

(ウ) 市委託事業（地区独自）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

(4) 食生活改善推進員養成講座の実施

目的：食生活改善推進員を養成することを目的として実施する。講座受講後、希望者は食生活改善推進協議会に入会し積極的に市民の健康づくりの推進を図る。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

(5) 国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査の実施

目的：健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。また、県は国民健康・栄養調査と整合性を図り、概ね5年ごとに県民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。

対象者等：厚生労働省が定めた調査区域世帯員

【国民健康・栄養調査】倉賀野町南（世帯数18世帯 48人）

【県民健康・栄養調査】上大類町（世帯数55世帯 136人）

吉井町大沢（世帯数8世帯 18人）

調査別実施状況

【国民健康・栄養調査】

倉賀野町南（16世帯実施）

（単位：人）

調査名	実施日	実施者数
食物摂取状況調査	令和4年12月14日（水）	36
身体状況調査	令和4年12月15日（木）	35
血液検査	令和4年12月15日（木）	13
生活習慣状況調査	令和4年12月14日（水）～22日（木）	33

【県民健康・栄養調査】

上大類町（19世帯実施）

（単位：人）

調査名	実施日	実施者数
食物摂取状況調査	令和4年10月20日（木）	37
身体状況	令和4年10月19日（水）	23
血液検査	令和4年10月19日（水）	19

吉井町大沢（4世帯実施）

（単位：人）

調査名	実施日	実施者数
食物摂取状況調査	令和4年10月7日（金）	7
身体状況	令和4年10月6日（木）	4
血液検査	令和4年10月6日（木）	3

(6) 健康増進指導教室の実施

目的：健康増進を図るために姿勢の指導や体操、また灸などを行い、健康づくりの場や機会、情報の提供などを通じて、市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図る。

対象者：健康づくりの実践に興味をもち、積極的に参加できる市民。

会場：長寿センター10か所、箕郷保健センター、榛名・倉淵保健センター、吉井保健センター

講師：柔道整復師、鍼灸師

実施状況

	開催回数	延参加者数
柔道整復師会開催分	71	493
鍼灸師会開催分	72	756

(7) 前橋・高崎連携事業

目 的：両市が連携し、相互協力により食育事業に取り組み、食育の啓発を図る。

実施内容

事業名	内 容
食育に関する講座等の開催及び資料配布	野菜摂取量の増加に向けて共通資料「知って得する！野菜の魅力」を配布
共通スローガンの普及	スローガン「食卓で 笑顔と健康 育てよう」の普及 給食等の献立表や給食だよりに掲載、のぼり旗の設置
広 報 誌 掲 載	食育月間の周知、バランスの良い食事に関する記事の掲載 年1回
学 校 給 食 の 連 携	両市の情報交換、意見交換（書面開催）
食生活改善推進員の連携	意見交換会、レシピ交換を実施

(8) たかさき食育・健康フェスタ

目 的：市民の食生活に関する課題を改善し、規則正しい食生活の実現と糖尿病などの生活習慣病予防に向け、健康増進を進める団体や企業等の食育活動を紹介し、それぞれの立場で情報発信を行う。また、団体間の交流の場となることを目的とする。

※平成27年度から実施。

テ ー マ：はじめよう 未来の自分へ 健康貯蓄

日 時：令和4年11月19日（土）10～15時

会 場：高崎市総合保健センター 1、2階

出展団体：食育推進会議委員所属団体、健康増進推進委員会委員所属団体、食育応援企業、関係課等

来 場 者：923人

第2章 母子保健事業

1 妊産婦・新生児関係

(1) 妊娠届出・母子健康手帳交付

保健師または助産師が、妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使用方法等を説明し交付。母子健康手帳交付窓口は、子育て世代包括支援センターを兼ねていることから、妊婦とその家族が安心して出産・子育てができるよう情報提供するとともに、関係各機関と連携し、支援の充実を図っている。

ア 妊娠届出状況（妊娠週数別） （単位：人（％））

11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	出生後届出等	合計
2,331(94.6)	104(4.2)	16(0.7)	11(0.4)	2(0.1)	2,464(100)

イ 妊娠届出状況（年齢別） （単位：人（％））

19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上	合計
15(0.6)	193(7.8)	689(28.0)	895(36.3)	562(22.8)	110(4.5)	2,464(100)

(2) 前橋高崎連携事業「おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業」

目的：前橋市と高崎市は、マタニティチェーンホルダーとマタニティ車用ステッカーを共同で作成し、配布することにより、母体と胎児を地域全体で守り、妊婦がより安心して暮らせる社会を目指す。

経過：平成17年12月に両市の広報誌とホームページでデザインを募集し選定した。平成18年7月から、母子健康手帳交付時にマタニティバッジとマタニティ車用ステッカーの配布を開始。平成20年9月からマタニティバッジをチェーンホルダーに変更（チェーンホルダーは令和元年7月で配布終了）。

対象者：妊婦

配布数：マタニティ車用ステッカー 2,635枚

(3) 妊婦栄養相談

目的：主にやせ（低体重）の妊婦に胎児の出生体重を増加させるための栄養介入（栄養指導）を行うことで低出生体重児の減少を目指す。

経過：平成31年度から母子手帳交付時に希望者に対し実施。

（単位：人）

やせ (BMI:18.5未満)	普通 (BMI:18.5以上25未満)	肥満1度 (BMI:25以上30未満)	肥満2度以上 (BMI:30以上)	合計
38	42	14	4	98

(4) マタニティレッスン・プレパパママ教室

目的：妊婦の健康保持増進のため、妊娠・出産・育児についての実習や指導を行い、母親としての自覚と自信が持てるよう指導する。また、父親としての自覚を深めるとともに育児

参加への動機付けを行う。さらに、妊婦同士の交流を深め、出産育児に対する不安の軽減を図る。

経 過：旧高崎地域で未実施であった調理実習については、平成 23 年度高崎市総合保健センターの開所により、試験的に年 4 回実施した。平成 24 年度からは市内全域でマタニティクラス 4 日間コースのうち、初回を調理実習とする内容に統一。平成 30 年度からマタニティクラスの 1 日目・2 日目に実施していた内容をマタニティレッスンとして、マタニティクラスの 3 日目に実施していた内容をプレパパママ教室として実施。マタニティレッスンは、令和 2 年度から講話のみとした。

対 象 者：初妊婦とその夫

ア マタニティレッスン (2 日間)

開催コース数	対象者 (初妊婦)	受講者実数		受講者延数		対象者 (初妊婦) に 対しての受講率 (%)
		初妊婦	その夫	初妊婦	その夫	
8	1, 230	168	102	330	175	13. 7

イ プレパパママ教室

開催コース数	対象者 (初妊婦)	受講者実数		対象者 (初妊婦) に 対しての受講率 (%)
		初妊婦	その夫	
38	1, 230	360	351	29. 3

(5) 妊婦健康診査

目 的：妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療を行えるよう母体の変化や胎児の発育状態を定期的に確認する。

経 過：平成 9 年度に、県から移譲され群馬県医師会委託により開始。平成 15 年 1 月から県外医療機関については扶助費で対応。交付枚数は、平成 19 年度に 2 枚から 4 枚、平成 20 年度に 4 枚から 5 枚となった。平成 21 年 2 月から群馬県妊婦健康診査支援事業により公費負担が拡充され、妊婦健康診査受診票の交付枚数が 14 枚となった。

対 象 者：妊婦

実施場所：医療機関（県内は群馬県医師会委託）

ア 検査内容等

回 数	受診票通称	主 な 健 診 項 目
第 1 回	前 期 健 診	ABO・Rh 血液型 子宮頸がん検診(細胞診) 不規則抗体検査 梅毒血清反応検査 B 型・C 型肝炎検査 グルコース検査 貧血検査(血色素)HIV-1・2 抗体価検査 HTLV-1 抗体価検査 風疹ウィルス抗体価検査 クラミジア検査等 末梢血液一般検査
第 2, 3 回	超 音 波 併 用	超音波検査等
第 4, 5, 7, 10, 11, 13, 14 回	基 本 的 健 診	毎回、問診・診察・血圧測定・体重測定・尿検査は実施

第 6, 8, 9, 12 回	中・後期健診	超音波検査(またはB群溶血性レンサ球菌検査) グルコース検査 貧血検査(血色素)等
-----------------	--------	--

イ 受診票交付件数 (単位:件)

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回
2, 485	2, 496	2, 513	2, 531	2, 557	2, 563	2, 576
8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	13 回	14 回
2, 583	2, 599	2, 601	2, 613	2, 611	2, 614	2, 615

ウ 受診者数 (単位:人)

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回
2, 402	2, 367	2, 362	2, 100	1, 899	2, 321	2, 279
8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	13 回	14 回
2, 337	2, 277	2, 197	2, 065	2, 169	1, 585	1, 034

エ 受診結果

	該当者数
B型肝炎抗原検査陽性者	2
HTLV - 1 抗体検査陽性者	4
子宮頸がん陽性者	93

(6) 産婦健康診査

目 的：産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図るため、心身状態を確認するとともに、産後初期段階における支援を強化し、安心して育児が行える環境を整える。

経 過：令和2年度から群馬県医師会委託により開始。

対 象 者：概ね産後約2週間及び約1か月の産婦で1人当たり2回まで

実施場所：医療機関（県内は群馬県医師会委託）

健診内容等：問診（生活環境、授乳状況等）、診察（子宮復古状況、悪露等）、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

実施状況

受診実人員	受診延人員
2, 433	4, 414

(7) 妊産婦個別歯科健診

目 的：妊産婦に対する歯科健康診査を実施することにより、妊娠期及び産後を通じて、妊産婦自ら歯科保健への意識を高め、胎児期が歯科保健の出発であることを認識し、乳幼児期の歯科保健向上につなげる。

対 象 者：妊婦・産婦（出産後12ヶ月以内）

経 過：妊婦個別歯科健康診査は平成26年4月から新規実施。産婦個別歯科健康診査は平成27年4月から新規実施

内 容：市内委託歯科医療機関での歯科健診・歯科保健指導

ア 実施状況

	受診票交付数	受診者数
妊 婦	2,615	1,123
産 婦		642

イ 歯科健康診査結果（妊婦のみ）

	歯 石		歯 肉 の 炎 症		
	あり	なし	なし	要指導	要治療
人 数	763	360	426	372	325
割合(%)	67.9%	32.1%	37.9%	33.1%	29.0%

ウ 判定（妊婦のみ）

	異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療
人 数	394	199	24	11	495
割合(%)	35.1%	17.7%	2.1%	1.0%	44.1%

(8) 保健師・助産師・栄養士による訪問指導

目 的：育児上の困難や不安を感じる事が最も多い新生児期から乳幼児期に家庭を訪問し、児の発育・生活環境等について助言し、育児不安の相談に応じ、よりよい育児を行えるよう支援する。

対 象 者：妊娠の届出、妊婦健康診査の結果、おたんじょうはがきにより把握した希望者、乳幼児健診や教室、相談事業等により支援を必要とする人

内 容：保健師・助産師・栄養士による訪問指導

一部委託：群馬県助産師会（新生児、未熟児、妊産婦訪問のみ）

訪問状況

(単位：人 (委託件数))

	妊婦	産婦	未熟児	新生児	乳児	幼児	その他	合 計
実人数	23 (0)	1,802 (1,750)	51 (45)	164 (147)	1,657 (1,574)	107 (0)	6 (0)	3,810 (3,516)
延人数	32 (0)	1,889 (1,818)	57 (49)	171 (148)	1,742 (1,637)	135 (0)	7 (0)	4,033 (3,652)

(9) 新生児聴覚検査助成事業

目 的：聴覚障害を早期に発見し適切な支援を講じるために有効とされる「新生児聴覚検査」について、費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。

経 過：平成30年度から、群馬県に委任して、群馬県医師会等県内医療機関と委託契約を締結（県内全市町村が参加）し、4月1日に出生した児から助成を開始。

内 容：妊娠届出時に、妊婦に「新生児聴覚検査受診票」を交付し、出産後、医療機関（主に出生した医療機関）等に受診票を提出し検査を実施。初回検査について、上限額3,000円までの助成を行う。委託外医療機関で検査を実施した場合は、申請により助成を行う。

検査対象者：検査日に高崎市民である産婦が出産した生後2か月までの児。（早期産等特別な配慮が必要な場合は、医師の判断した時期を可とする）

助成対象者：上記対象者の保護者

検査実施状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日実施分）

実施者数	検査結果	
2,316人	パス（＝異常なし）	2,297人
	リファー（要精検）	19人

※リファー時の再検査確認検査については初回検査実施医療機関で実施し、再度確認検査が必要となった場合は、専門医へ紹介し、詳細検査を実施する。令和4年度専門医への紹介は19人、このうち難聴（疑い含む）は10人。

（10）産後ケア事業

目的：産後の心身共に不安定な時期に、家族等から援助が受けられない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や虐待の予防を図る。

経過：令和2年度から開始。

対象者：産後1年未満の母子で、産後の心身機能の回復について強い不安がある、家族からの十分な支援が受けられない等の理由から産後ケアが必要と認められる者。

実施場所：市内受託医療機関、群馬県助産師会等、群馬県立小児医療センター

事業の種類：デイサービス型、訪問型（県立小児医療センターは宿泊型とデイサービス型）

利用回数：通算7日（双胎、品胎は通算12日）

実施状況 延人数

日帰り型	訪問型	小児医療センター
535	75	0

2 乳幼児健康診査

（1）股関節脱臼検診

目的：整形外科的疾患（股関節脱臼、斜頸等）の早期発見、早期治療、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。

対象者：2か月～3か月児

内容：問診、身体計測、整形外科診察、育児相談、助産師指導

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

ア 実施状況 ※コロナによる健診延期あり

実施回数	対象者数	受診者数	受診率(%)
76	2,819	2,572	91.2

イ 整形外科診察における疾病等内訳 ※助言指導は要観察に含む（単位：人（%））

異常なし	有所見	総数
2,420(94.1)	152(5.9)	2,572(100)

ウ 股関節脱臼検診結果（総合判定） （単位：人）

異常なし	助言指導	既医療	要観察	要医療	要精密	合計
1,459	523	228	264	0	98	2,572

有所見者疾病等内訳（総合判定） （単位：人）

発育・外観	発達・神経	皮膚	頭頸部	顔面	胸部	腹部・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者・家族・生活環境	その他
137	37	80	95	39	30	64	117	5	22	268	219

エ 精密検診の結果

精密検診		精密検診の結果(人)		
受診票交付数	受診者数	異常なし	要観察	要医療
98	92	67	23	2

【精密検診の結果要医療となった児の疾病等の名称】

右股関節脱臼、左後頭部位置的斜頭症、右斜頸、頭血腫

(2) 3か月児健康診査

目的：疾病や異常を早期発見し、適切な指導及び治療等を行い乳児の健康の保持増進を図る。

対象者：3か月～4か月児

内容：小児科医師による診察と保健指導、発育測定

実施場所：市内の委託医療機関（38か所）

ア 実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,390	2,355	98.5

イ 健康診査時の栄養方法 （単位：人（%））

母乳	混合	人工	合計
901 (38.2)	958 (40.7)	496 (21.1)	2,355 (100)

ウ 発育状況（体重別） （単位：人（%））

大 (90パーセンタイル以上)	中 (89から11パーセンタイル)	小 (10パーセンタイル以下)	合計
112 (4.7)	1,841 (78.2)	402 (17.1)	2,355 (100)

エ 小児科診察疾病等内訳 （単位：人（%））

異常なし	有所見	総数
1,954 (83.0)	401 (17.0)	2,355 (100)

オ 一般健診結果（総合判定） （単位：人（%））

異常なし	助言指導	要観察	要精密	要医療	既医療	合計
1,674 (71.1)	115 (4.9)	342 (14.5)	30 (1.3)	32 (1.3)	162 (6.9)	2,355 (100)

有所見者疾病等内訳(総合判定)

(単位:人)

発育 ・外観	発達 ・神経	皮膚	頭頸部	顔面	胸部	腹部 ・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
216	126	119	35	39	19	72	16	3	1	19	13

カ 精密検診の結果

精 密 検 診		精密検診の結果(人)		
受診票交付数	受診者数	異常なし	要 観 察	要 医 療
30	26	1	11	14

【 精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称 】

頭蓋変形症、乳児血管腫、体重増加不良・哺乳不良、舌小帯短縮症、母斑、左後頸部位置的傾斜症、左下腿毛細血管拡張症、左副乳、単純性血管腫、くも状血管腫、褐色色素斑、臍ヘルニア

(3) 9か月児健康診査

目 的 : 乳児の身体発育及び精神発達の面から重要な時期において、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導及び治療等を行い、乳児の健康の保持増進を図る。

対 象 者 : 9か月～10か月児

内 容 : 小児科医師による診察と保健指導、発育測定

実施場所 : 市内の委託医療機関 (38 か所)

ア 実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,396	2,307	96.3

イ 発育状況(体重別)

(単位:人(%))

大 (90パーセンタイル以上)	中 (89から11パーセンタイル)	小 (10パーセンタイル以下)	合 計
146 (6.3)	1,821 (78.9)	340 (14.8)	2,307 (100)

ウ 小児科診察疾病等内訳

(単位:人(%))

異常なし	有 所 見	総 数
1,931 (83.7)	376 (16.3)	2,307 (100)

エ 一般健診結果(総合判定)

(単位:人(%))

異常なし	助言指導	要 観 察	要 精 密	要 医 療	既 医 療	合 計
1,742 (75.5)	89 (3.8)	325 (14.1)	27 (1.2)	18 (0.8)	106 (4.6)	2,307 (100)

有所見者疾病等内訳(総合判定)

(単位:人)

発育 ・外観	発達 ・神経	皮膚	頭頸部	顔面	胸部	腹部 ・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
128	248	36	12	28	15	42	2	13	2	16	23

オ 精密検診の結果

精 密 検 診		精 密 検 診 の 結 果 (人)		
受診票交付数	受診者数	異常なし	要 観 察	要 医 療
27	27	1	20	6

【 精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称 】

左副耳、小頭症、鼠径ヘルニア

(4) 1歳6か月児健康診査

目 的：幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月児のすべてに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

対 象 者：1歳6か月児

内 容：問診、身体計測、小児科診察、歯科診察、保健指導、歯科指導、栄養指導、心理相談

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

ア 実施状況 ※コロナによる健診延期あり

実施回数	対象者数	受診者数	受診率(%)
83	2,912	2,828	97.1

イ 歯科健康診査結果 ※未受診1人

(単位:人(%))

歯 科 受 診 数	う 歯 の な い 児	う 歯 の あ る 児	う 歯 の 総 数	一 人 平 均 う 歯 数	不 正 咬 合 数 A~F	指 し や ぶ り 数	口 腔 軟 組 織 疾 患、そ の 他 の 異 常 数
2,827(100)	2,803(99.2)	24(0.8)	57	0.02	323(11.4)	734(26.0)	331(11.7)

(ア) う歯の内訳

(単位:人(%))

A 型	B 型	C 型	合 計
20(83.3)	1(4.2)	3(12.5)	24(100)

A 型：上顎前歯部のみ又は臼歯部のみとう歯のある人

B 型：臼歯部および上顎前歯部とう歯のある人

C 型：A、B以外のう歯

(イ) 不正咬合の内訳 (単位：人 (%))

A	B	C	D	E	F	合 計
反対咬合	上顎前突	開 咬	そ う 生	正中離開	その他	
152(47.1)	63(19.5)	22(6.8)	55(17.0)	1(0.3)	30(9.3)	323(100)

ウ 発育状況

(ア) 身長別 (単位：人 (%))

C2	C1	B	A1	A2	合 計
3パーセン タイル以下	10パーセン タイル以下 ～4	90パーセン タイル未満 ～11	97パーセン タイル未満 ～90以上	97パーセン タイル以上	
213 (7.5)	367(13.0)	2,113(74.7)	95(3.4)	40(1.4)	2,828(100)

(イ) 体重別 (単位：人 (%))

C2	C1	B	A1	A2	合 計
3パーセン タイル以下	10パーセン タイル以下 ～4	90パーセン タイル未満 ～11	97パーセン タイル未満 ～90以上	97パーセン タイル以上	
62 (2.2)	163(5.8)	2,296(81.1)	228(8.1)	79(2.8)	2,828(100)

エ 小児科診察における疾病等内訳 (単位：人 (%))

異常なし	有 所 見	総 数
2,439(86.2)	389(13.8)	2,828(100)

オ 一般健診結果 (単位：人)

	一 般 健 診 の 結 果					
	異常なし	助言指導	既 医 療	要 観 察	要 医 療	要 精 密
判 定 結 果 総 合	1,426	508	280	566	8	40
うち身体的異常				88	7	31
うち精神発達障害				474	0	2
うち 視 覚				4	1	7
うち 聴 覚				0	0	0

有所見者疾病等内訳 (総合判定) (単位：人)

発育 ・外観	発達 ・神経	皮膚	頭頸部	顔面	胸部	腹部 ・陰部	四肢	アレルギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
68	239	35	11	31	32	56	10	19	83	95	175

カ 精密健診の結果

(単位：人)

	受診者数	精密健診の結果		
		異常なし	要観察	要医療
判定結果総合	38	10	26	2
うち身体的異常			19	2
うち精神発達障害			2	0
うち視覚			5	0
うち聴覚			0	0

【精密健診の結果要医療となった児の疾病等の名称】

陰唇癒着、湿疹

(5) 2歳児個別歯科健康診査

目的：う歯保有率が高くなる1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査の間に、個別に歯科健診・フッ化物塗布・歯科保健指導を行い、かかりつけ歯科医を持ち生涯を通じた歯科保健の向上に努める。

対象者：2歳3か月～3歳未満

内容：歯科医師による診察と保健指導

実施場所：市内の委託医療機関（160か所）

ア 実施状況

対象者数	受診者数	受診率(%)
2,523	1,933	76.6

イ 歯科健康診査結果

(単位：人(％))

歯科受診数	う歯のない児	う歯のある児	う歯の総数	一人平均う歯数	不正咬合数 A～F	指しゃぶり数	口腔軟組織疾患、その他の異常数
1,933(100)	1,889(97.7)	44(2.3)	122	0.06	391(20.2)	439(22.7)	66(3.4)

(ア) う歯の内訳

(単位：人(％))

A型	B型	C型	合計
38(86.4)	5(11.3)	1(2.3)	44(100)

A型：上顎前歯部のみ又は臼歯部のみとう歯のある児

B型：臼歯部および上顎前歯部とう歯のある児

C型：A、B以外のう歯

(イ) 不正咬合の内訳

(単位：人(％))

A	B	C	D	E	F	合計
反対咬合	上顎前突	開咬	そう生	正中離開	その他	
115(29.5)	133(34.0)	33(8.4)	62(15.9)	8(2.0)	40(10.2)	391(100)

ウ 健診結果

(単位：人(％))

異常なし	助言指導	要観察	要医療	既医療	合計
727 (37.7)	644(33.3)	526(27.2)	24(1.2)	12(0.6)	1,933 (100)

有所見者疾病等内訳 (総合判定)

(単位：人)

発育 ・外観	発達 ・神経	顔面	腹部 ・陰部	行動	四肢	保護者 ・家族 ・生活環境	アレル ギー	その他
1	264	2	0	307	0	11	0	614

(6) 3歳児健康診査

目的：幼児期において、幼児の健康・発達の個人的差異が比較的明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長に影響を及ぼす3歳児のすべてに対して健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

対象者：満3歳児

内容：問診、身体計測、小児科診察、歯科診察、眼科検査（屈折検査）、尿検査、保健指導、歯科指導、栄養指導、心理相談

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉淵保健センター、吉井保健センター

ア 実施状況 ※R3年度コロナによる健診延期分含む

実施回数	対象者数	受診者数	受診率(%)
81	3,056	3,022	98.9

イ 歯科健康診査結果 ※未受診1人

(単位：人(％))

歯科 受診数	う歯の ない児	う歯の ある児	う歯の 総数	処置 歯数	一人平均 う歯数	不正 咬合数 A~F	口腔軟組織 疾患、その 他の異常数
3,021 (100)	2,786 (92.2)	235 (7.8)	691	117	0.23	421 (13.9)	226 (7.5)

(ア) う歯の内訳

(単位：人(％))

A型	B型	C1型	C2型	合計
186 (79.2)	45 (19.1)	1 (0.4)	3 (1.3)	235 (100)

A型：上顎前歯部のみ又は臼歯部にのみう歯のある児

B型：臼歯部および上顎前歯部にう歯のある児

C1型：下顎前歯部にのみう歯のある児

C2型：下顎前歯部を含む他の部位にう歯のあるもの

(イ) 不正咬合の内訳 (単位：人 (%))

A	B	C	D	E	F	合 計
反対咬合	上顎前突	開 咬	そ う 生	正中離開	そ の 他	
162(38.4)	120(28.5)	39(9.3)	45(10.7)	3(0.7)	52(12.4)	421(100)

ウ 発育状況

(ア) 身長別 ※未測定 1名 (単位：人 (%))

C2	C1	B	A1	A2	合 計
3 パーセン タイル以下	10 パーセン タイル以下 ～4 以上	90 パーセン タイル未満 ～11 以上	97 パーセン タイル未満 ～90 以上	97 パーセン タイル以上	
133(4.4)	278(9.2)	2,407(79.7)	145(4.8)	58(1.9)	3,021(100)

(イ) 体重別 ※未測定 1名 (単位：人 (%))

C2	C1	B	A1	A2	合 計
3 パーセン タイル以下	10 パーセン タイル以下 ～4 以上	90 パーセン タイル未満 ～11 以上	97 パーセン タイル未満 ～90 以上	97 パーセン タイル以上	
81(2.7)	198(6.6)	2,492(82.4)	180(6.0)	70(2.3)	3,021(100)

エ 小児科診察における疾病等内訳 (単位：人 (%))

小児科受診数	異常なし	有 所 見
3,022(100)	2,414(79.9)	608(20.1)

オ 一般健診結果 (総合判定) (単位：人)

	一 般 健 診 の 結 果					
	異常なし	助言指導	既医療	要観察	要医療	要精密
判 定 結 果 総 合	1,240	559	157	727	4	335
うち身体的異常				73	3	332
うち精神発達障害				304	1	2
うち視 覚				303	0	1
うち聴 覚				47	0	0

有所見者疾病等内訳 (総合判定) (単位：人)

発育 ・外観	発達 ・神経	皮膚	頭頸部	顔面	胸部	腹部 ・陰部	四肢	アレル ギー	行動	保護者 ・家族 ・生活環境	その他
88	222	22	8	375	20	351	7	14	227	88	360

カ 精密健診結果

(単位：人)

	受診者数	精密健診の結果		
		異常なし	要観察	要医療
判定結果総合	279	218	41	20
うち身体的異常			41	20
うち精神発達障害			0	0
うち視覚			0	0
うち聴覚			0	0

【精密健診の結果要医療となった者の疾病等の名称】

蛋白尿、陰部炎、包茎、顔面石灰化上皮腫疑い、右停留精巣疑い、左鼠径ヘルニア、言語発達遅滞

キ 尿検査

(ア) 一次検診

受診者数	実施者数	実施率 (%)	区分	陰性 (-)	疑陽性 (±)	陽性 (+~++)
3,022	2,609	86.3	蛋白	2,555	41	13
			糖	2,605	3	1
			潜血	2,467	109	33
			白血球	2,382	143	84

(イ) 二次検診

(単位：人)

対象者数	結果把握者数	検査結果内訳						
		異常なし	血尿	蛋白尿	血尿+蛋白尿	白血球尿	糖尿	その他
316	224	186	8	9	0	14	0	7

(ウ) 三次検診

(単位：人)

対象者数	結果把握者数	診断結果内訳												
		異常なし	家族性血尿	非家族性血尿	蛋白尿	血尿+蛋白尿	白血球尿	糖尿	低形成腎	腎長径左右差	嚢胞腎	水腎症	水尿管症	その他
4	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ク 聴覚検査

(単位：人%)

受診者数	一次検査票発行者数
3,022	140(4.6)

※ 一次検査票とは、アンケート及び家庭内検査の結果、耳鼻科受診が必要と認められた場合に発

行する耳鼻科検査受診票のこと。

ケ 視覚検査

(ア) 屈折検査 (単位：人(%))

受診者数	異常なし	異常あり	検査不可
3,022	2,728(90.3)	283(9.4)	11(0.3)

(イ) 判定結果 (単位：人(%))

受診者数	異常なし	要精密検査	治療中
3,022	2,524(83.5)	461(15.3)	37(1.2)

※ 屈折検査結果のほか、アンケート及び家庭内検査の結果により判定。

(ウ) 精密検査結果 (単位：人)

対象者数	受診者数	受診結果			異常ありの内訳 (重複あり)			
		異常なし	要観察	要治療	屈折異常	斜視	弱視	その他
461	365	70	220	75	294	22	67	16

(7) 乳幼児健康診査未受診者対策

目的：健診の受診率を上げるとともに、虐待の予防、発見、重症化予防と、育児支援が必要な人を早期に把握し援助を行う。

内容：健診未受診者を抽出し、勧奨通知、電話、訪問等による受診勧奨を実施。

健診別未受診者数 (単位：人)

健康診査名	股関節脱臼 検診	9か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査	合計
未受診者数	230	145	130	146	651

※ 令和3年度健診該当者のうち、令和5年6月末日現在における数

※ 健診対象者と未受診者の抽出時期は異なり、住所の異動にともなう変動あり

※ 未受診対策マニュアルの変更に伴い、対象事業を3か月児健康診査から股関節脱臼検診に変更。

未受診理由

(単位：人)

未受診理由区分	股関節脱臼 検診	9か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査	合 計
集団健診・委託医療機関以外 の病院で受診	153	34	52	31	270
受け忘れ・受けそびれていた	27	33	32	23	115
健診受診拒否	2	1	4	11	18
保護者の理解不良 (外国人・育児能力に問題)	4	0	3	1	8
居所不明	2	1	0	0	3
その他 (入院中・海外滞在中等)	42	53	28	51	174
受診勧奨中	0	23	11	29	63

3 母子保健相談

(1) 個別保健指導（相談室・電話 ほか）

対象者	妊 婦		産 婦		乳 児		幼 児		その他	
	個別	電話	個別	電話	個別	電話	個別	電話	個別	電話
実人数	2,746		87		3,022		306		787	
健診の事後指 導（再掲）	0		0		27		80		1	
延人数	2,746	279	88	1,932	3,079	1,071	316	1249	1,391	111

※ 妊婦欄には、母子健康手帳交付時の保健指導を含む。

※ 健康診査や健康教育の実施時に行った保健指導は計上しない。

※ 「こども相談」は含まない。

(2) すくすく相談

目 的：乳児期の健全な発育・発達を促し、育児不安の解消、育児能力の向上をはかるため育児指導を行う。離乳食や授乳に関することや乳歯が生えてくる時期の口腔ケアについて支援する。

対 象 者：7か月～8か月児とその保護者

内 容：身体計測、育児相談、歯科相談、栄養相談、母乳相談

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉淵保健センター、吉井保健センター

実 施 回 数	乳児受講者 実人数	乳児受講者 延人数
96	1,576	1,576

(3) こども相談

目 的：個別相談により、日常生活を確認することで問題解決の糸口を探り、家庭内での対応方法について指導する。

対 象 者：1歳6か月児、3歳児健康診査等から発達上の障害、問題行動のみられる児や養育態度に問題等がある保護者

内 容：心理相談員による個別相談

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉淵保健センター、吉井保健センター

相談内訳

回 数	相談者数	児の年齢別相談者延数		
		～1歳5か月	1歳6か月～3歳	3歳1か月～
142	実人数 246(延人数 247)	4	164	79

相談内容 (延数)

対人相互 反応	意思伝達	行動・ 興味	多動性 衝動性	社 会 性	生活習慣 環境要因	育児不安	自閉傾向
2	141	40	43	3	1	9	8

4 乳幼児学級

(1) あかちゃん学級

目 的：乳児期の健全な発育・発達を促し、育児不安の解消、育児力の向上をはかるため育児指導を行い、保護者同士の交流の場を提供する。また、保護者が離乳食の必要性を理解し、適切な離乳を進めることが出来るよう支援する。

対 象 者：4か月～5か月児とその保護者

内 容：身体計測、育児相談、離乳食指導、個別相談（栄養士・助産師）

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉淵保健センター、吉井保健センター

実 施 回 数	乳児受講者 実人数	乳児受講者 延人数
96	1,787	1,851

(2) 離乳食教室

目 的：離乳は食べる力をつける大切な一歩であるが、離乳食で悩む保護者も多いため、離乳食についての講話を行い、作り方のポイントを知らせ、食べることの楽しさを伝え、適切な離乳を行うことが出来るよう支援する。

対 象 者：6か月～7か月の第一子児とその保護者等

内 容：離乳食指導、歯科指導、個別相談（保健師・栄養士・歯科衛生士）

実施場所：高崎市総合保健センター

実 施 回 数	乳児受講者 実人数
24	301

(3) まめの木学級

目的：集団の関わりの中で、発達を促し、児の変化と親の育児意識の改善を図る。

対象者：1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等で、発達や養育に問題があり、集団の関わりが少ない児

内容：ア 親子で自由あそび
イ 親子で集団遊び
ウ 話し合い・質疑応答(保護者)

実施場所：高崎市総合保健センター、箕郷保健センター、群馬保健センター、新町保健センター、榛名・倉渕保健センター、吉井保健センター

実施回数	受講者延数		
	幼児(対象児)	対象児の兄弟	保護者
83	266	16	271

(4) 榛名・倉渕地域 おしゃべりルーム

目的：育児への不安解消と母親同士の仲間作り

経過：平成15年度から実施。平成16年度まで子育てサポーターの協力で実施。平成17年度から助産師相談を開始。

対象者：乳児とその保護者

実施場所：榛名・倉渕保健センター

内容：月1回、自由に母親同士の交流を図る。また、希望者に助産師による母乳相談・保健師による育児相談・栄養相談・身長体重測定を実施

実施状況：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は予約枠を設けて実施

実施回数	受講者延数		
	乳児(対象児)	対象児の兄弟	保護者
12	46	0	46

(5) ぴよぴよ広場(未熟児親の会)

目的：未熟児の保護者への情報提供を図り、家庭での育児支援を促すとともに、当事者同士の交流の場を確保し、相互に支えあう力を育成する。

経過：平成23年4月1日、中核市移行に伴い県から移譲。

対象者：極低出生体重児(出生体重が1,500g未満)・高崎市全域

実施場所：高崎市総合保健センター1階 こども健診センター

内容：リズム遊び、ふれあい遊び、個別相談(保健師、助産師、保育士)

実施回数	受講者延数		
	幼児(対象児)	対象児の兄弟	保護者
4	4	2	5

(6) 乳幼児発達相談「にこにこるーむ」

目的：発達の遅れや偏りのある乳幼児を早い時期に把握・支援し、保護者と子どもが安心して日常生活を過ごせるように支援する。

内 容：こども発達支援センターと共同で高崎市総合保健センター（月2回）、箕郷・群馬・新町・榛名倉渕・吉井地域の各保健センター（それぞれ月1回）を会場として、作業療法士及び保健師、看護師による相談・助言・指導を実施。

実施状況

		回 数	延人数
令和3年度（合計）		73	321
令和4年度	高崎市総合保健センター	23	139
	箕郷保健センター	12	52
	群馬保健センター	12	60
	新町保健センター	12	36
	榛名・倉渕保健センター	12	28
	吉井保健センター	12	28
	合 計	83	343

5 不妊治療助成事業

（1）一般不妊治療費助成事業

目 的：不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

経 過：平成20年4月1日から実施。吉井地域は平成21年6月1日から実施。

対 象 者：専門医による不妊治療を受けている婚姻関係にある夫婦で、1年以上本市に居住している医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者。

内 容：助成額は対象となる治療費の自己負担額で、10万円を上限とする。申請は夫婦1組当たり年度内1回（複数回分をまとめて）とし、通算3回（3年間）を限度とする。

交 通 費：1回の申請につき、県内医療機関2,000円、県外医療機関10,000円助成。

申請状況（妻の年齢別）

（単位：人（%））

～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	合 計
1(0.5)	32(15.1)	93(44.1)	65(30.8)	19(9.0)	1(0.5)	211(100)

（2）生殖補助医療費助成事業（以前の不妊に悩む方への特定治療支援事業を含む）

目 的：生殖補助医療または特定不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けている人を対象に費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

経 過：平成23年4月1日中核市移行に伴い、県からの移譲事務として実施

令和4年4月1日より不妊治療の一部が保険診療に位置付けられたことに伴い、不妊に悩む方への特定治療支援事業と並行して、高崎市生殖補助医療費助成事業を実施

対 象 者：指定医療機関で特定不妊治療を受けているか、産科、婦人科、産婦人科または泌尿器科を標榜し、生殖補助医療管理科の施設基準に係る届出を行った保険医療機関において生殖補助医療を受けている婚姻関係にある夫婦（令和3年1月から、事実婚の夫婦も含む）で、申請時において夫婦双方または一方が本市に住所を有し、体外受精または顕微授精以外の治療によっては妊娠の見込みが極めて少ないと医師に診断されており、医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者。

所得要件：令和3年1月から所得制限廃止

内 容：令和3年1月から1子につき

ア 1回目～6回目まで上限30万円。ただし、初回申請の妻の治療開始年齢が40歳以上の
場合で治療区分A・B・D・Eは、4回目～6回目まで上限15万円

イ 採卵を伴わない凍結胚移植と、採卵したが卵が得られないなどで中止した場合は、1
回目～3回目まで上限12万5千円、4回目～6回目まで上限10万円

ウ 全年齢、7回目以降の治療区分A・B・D・Eは上限10万円、C・Fは上限5万円

エ 通算助成回数制限及び年齢制限なし

オ 男性不妊治療（体外受精または顕微授精の治療の一環として精子を精巣または精巣上
体から採取するための手術、精子凍結代）上限30万円。ただし、治療ステージのCの治
療は除く。

交 通 費：1回の申請につき、県内医療機関2,000円、県外医療機関10,000円助成

申請状況（R4の治療開始時の妻年齢別）（単位：人（%））

～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	合 計
2(0.2)	62(5.7)	241(22.3)	348(32.2)	340(31.5)	87(8.1)	1,080(100)

6 未熟児養育医療給付事業

目 的：入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己
負担について公費負担を行う。

経 過：平成23年4月1日中核市移行に伴い、県からの移譲事務として実施。

対 象 者：入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）

内 容：診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院又は診療所
への収容、看護、移送

申請状況（出生時の体重別）（単位：人（%））

出生時の 体重	1,000g 以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 1,800g	1,801～ 2,000g	2,001～ 2,300g	2,301～ 2,500g	2,501～ 3,000g	3,001g 以上	計
申請者数	11(22.0)	7(14.0)	11(22.0)	8(16.0)	7(14.0)	1(2.0)	4(8.0)	1(2.0)	50(100)

7 不育症治療費助成事業

目 的：不育症に悩む夫婦の経済的負担を因るため、不育症の検査及び治療を行う者に対して助成
をし、少子化対策の充実を図ることを目的とする。

経 過：平成27年4月1日から実施。

対 象 者：2回以上の流産、死産の既往がある者、治療期間及び申請日において婚姻の届出をしてい
る夫婦（原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関
係にある者も対象とする。）であり夫婦いずれか一方が本市に住所を有し、医療保険各法
における被保険者、組合員又は被扶養者。

内 容：産婦人科を標榜する国内の医療機関、その他市長が認める医療機関において、保険診療以
外の検査または治療と保険診療のうちへパリン療法に係る本人負担額。年度あたりの助成
額は、20万円を上限とし、助成の回数は制限しない。

申請状況（申請時の妻の年齢別）

（単位：人（%））

～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	合計
0(0.0)	0(0.0)	2(22.2)	4(44.5)	2(22.2)	1(11.1)	9(100)

8 多胎妊婦健康診査費助成事業

目的：単体妊婦に比べ、健診の回数や検査項目が多くなる多胎妊婦の経済的負担の軽減。

経過：平成31年4月1日から実施。

対象者：妊婦健診受診時に高崎市に住民登録している多胎妊婦。

内容：「妊婦健康診査受診票」を使用した健康診査と、追加実施した妊婦健康診査の自己負担額分を助成。上限額100,000円。その他の検査や健康保険による診察料等は対象外。

申請状況：15件（平均助成額 12,830円）

9 がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業

目的：将来子どもを産み、育てることを望む小児、思春期・若年がん患者に対して、がん治療開始前に行う妊孕性温存治療及び凍結保存の維持に要する費用の一部又は全部を市が助成することで、患者の経済的負担を軽減し、将来に希望をもって治療に取り組むよう支援する。

経過：令和2年4月1日から実施。

対象者：妊孕性温存治療終了日及び妊孕性温存治療を医師の判断により中止した日並びに凍結保存の維持を継続するための毎年の更新日に市内に住所を有し、年齢が43歳未満の者。ガイドラインに基づくがん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者。

内 容：胚（受精卵）凍結に係る治療	25万円
未受精卵凍結に係る治療	25万円
卵巣組織凍結に係る治療	25万円
精子凍結に係る治療	5万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	25万円
妊孕性温存治療後の凍結保存の維持に要する年間費用	5万円

申請状況：4件（平均助成額 39,565円）

胚（受精卵）凍結に係る治療	0
未受精卵凍結に係る治療	0
卵巣組織凍結に係る治療	0
精子凍結に係る治療	0
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	0
妊孕性温存治療後の凍結保存の維持に要する年間費用	4

10 妊婦健康診査特別助成事業

目的：母子保健法第13条に規定する妊婦健康診査の際に、受診者負担となる追加の検査等に要する費用の一部を助成し、積極的な受診を勧奨することにより、母子保健の向上を図る。

経過：令和3年10月1日施行。

対象者：市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている妊婦

内容：妊娠の届出を受理したとき又は市外からの転入者が妊婦健康診査の対象者であると確認したときは、妊婦一般健康診査受診票と併せて交付対象者に補助券 10,000 円分（1,000 円券を 10 枚）を交付する

補助券利用状況：22,709 枚（令和 4 年度助成実績）

委託医療機関での利用分	19,347
委託医療機関以外での利用分	3,362

1.1 出産・子育て応援事業

目的：出産・子育て応援交付金を交付し、市民である妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備を図る。

経過：令和 5 年 1 月 4 日施行

対象者：出産応援ギフト 妊娠届出時、面談に応じアンケートに回答した妊婦の市民
子育て応援ギフト 出産届出日以降、当該こどもについてアンケートに回答し、面談応じた、出生したこどもを養育する市民

内容：子育て支援サービスへの効果的な橋渡しをするための「伴走型相談支援」と経済的な負担軽減を目的とする「経済的支援」を一体的に実施。出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための「出産・子育て応援ギフト」について、それぞれ 50,000 円相当分の電子地域通貨「高崎通貨」を給付。

令和 4 年度給付実績

区分	給付件数
出産応援ギフト	2,479 件
子育て応援ギフト	1,649 件
合計	4,128 件

1.2 母子等保健推進員活動事業

目的：地域住民と市を繋ぎ、地域の保健を推進し、乳幼児及び一般住民の健康の保持増進を図る。

選出方法：区長推薦（任期 2 年）

内容：乳児に対する家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、1 歳児訪問、各種保健事業のすすめ、健診等会場での協力、各種研修・会議等

(1) 設置地区及び推進員数

地区数	町内数	推進員数
50	511	533

(2) 活動状況

(単位：人(％))

活動件数	活動件数内訳		1人あたり活動件数
	母子	その他	
6,504(100)	6,214(95.5)	290(4.5)	約12件

ア こんにちは赤ちゃん事業実績

(単位：人(％))

対象者	会えた	不在	その他(転出を含む)
1,638(100)	1,365(83.3)	103(6.3)	170(10.4)

イ 1歳児訪問実績

(単位：人(％))

対象者	会えた	不在	その他(転出を含む)
2,118(100)	1,778(83.9)	152(7.2)	188(8.9)

ウ 健診等会場での協力

回数	参加人数	内 容
428	912	あかちゃん学級、すくすく相談、股関節脱臼検診、1歳6か月児健診、3歳児健診、胃がん検診、子宮・乳がん検診、胸部検診、はつらつ健診

エ 中央研修・業務研修・役員会・地域研修等

開催回数：44回 参加人数：1,240人

オ 地区会議・交流会等

各地区1～2回ほど開催 開催数：53回 参加人数：430人

1.3 特定疾病小児等物価高騰対策支援事業

目的：特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭に対し、通院等に係る燃料費、生活衛生用品等の購入費の一部を支援することで、養育費の負担軽減を図る。

経過：令和4年12月1日から実施

対象：令和4年4月1日から令和4年12月1日までの間有効期間がある高崎市未熟児養育医療受給者を養育する保護者

内容：小児1人あたり10万円

令和4年度給付実績

給付者数	61人
給付額	6,100,000円

第3章 国保特定健康診査、国保特定保健指導事業

1 国保特定健康診査

(1) 個別健診 群馬県医師会委託 うち高崎市内指定医療機関 196 か所
実施期間 5月～12月

(2) 集団健診

ア 保健センター等地域会場にて実施

実施期間 5月～11月

集団健診実施回数 45回

イ 高崎・地域医療センターにて日曜健診を実施

6月19日、8月21日、10月30日、11月27日

ウ JA組合員の健診会場にて実施

実施期間 8月～12月

集団健診実施回数 8回

健康診査実施状況

(単位：人)

支出	受診	対象者数	実施方法	受診者数	高崎地域	倉渕地域	箕郷地域	群馬地域	新町地域	榛名地域	吉井地域
令和4年度	令和3年度		個別健診	1	1	0	0	0	0	0	0
			集団健診	0	0	0	0	0	0	0	0
			人間ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	57,720	個別健診	14,565	9,917	166	869	1,305	403	983	922
			集団健診	1,745	441	73	39	225	158	262	547
			人間ドック	4,271	2,658	72	308	507	115	231	380
令和4年度 合計				20,582	13,017	311	1,216	2,037	676	1,476	1,849

※ 対象者数は40～74歳の年度末の高崎市国保加入数

※ 支出年度は国保連合会で費用決済された年度

※ 受診年度は、費用決済されたもののうち、健診受診日で区分

2 国保特定保健指導

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病を予防する。

対象者：高崎市国保特定健診受診者、高崎市国保人間ドック受診者において、国の基準に基づき肥満及び生活習慣病の発症リスクにより対象者を選定。対象者には特定保健指導利用券を発送。

実施内容：初回面接により個人に適した行動目標、行動計画等を作成し、3か月間の実践期間を経て評価（面接等）を行う。評価については、初回面接日を起点に3か月を経過した日以降に実施する。

(1) 特定保健指導実施状況

(単位：人)

	対象者数	実施方法	動機付け支援		積極的支援	
			初回面接実施人数	3か月後評価実施人数	初回面接実施人数	3か月後評価実施人数
令和4年度	動機付け 1,670 積極的 442	直 営	181	54	34	13
		集団健診機関委託	74	74	13	12
		医師会委託	53	19	9	3
		地域医療センター委託	—	—	—	—
		合 計	308	147	56	28

※ 対象者数は利用券発送数

※ 令和4年度末までの費用決済に基づいて算出

(2) 特定保健指導実施状況（支出年度別）

(単位：人)

支出	動機付け支援対象者数	積極的支援対象者数	実施方法	動機付け支援			積極的支援		
				年度内終了	初回面接	実績評価	年度内終了	初回面接	実績評価
令和4年度			健康課保健センター	47	0	80	10	0	25
			集団健診機関委託	0	0	9	0	0	0
			医師会委託	0	0	44	0	1	7
			地域医療センター委託	0	0	0	0	0	0
			令和3年度利用券分合計	47	0	133	10	1	32
	1,670	442	健康課保健センター	54	110	0	13	20	0
			集団健診機関委託	73	1	0	12	1	0
			医師会委託	13	28	0	2	4	0
			地域医療センター委託	0	0	0	0	0	0
			令和4年度利用券分合計	140	139	0	27	25	0

※ 対象者数は利用券発送数

※ 年度内終了数は、その年度内に初回面接から実績評価まで実施した数

第4章 後期高齢者健康診査事業

1 後期高齢者健康診査

(1) 個別健診 群馬県医師会委託 うち高崎市内指定医療機関 196 か所
実施期間 5月～12月

(2) 集団健診

ア 保健センター等地域会場にて実施

実施期間 5月～11月

集団健診実施回数 45回

イ J A組合員の健診会場にて実施

実施期間 8月～12月

集団健診実施回数 8回

健康診査結果

(単位：人)

支出	受診	対象者数	実施方法	受診者数	高崎地域	倉淵地域	箕郷地域	群馬地域	新町地域	榛名地域	吉井地域
令和4年度	令和3年度		個別健診	0	0	0	0	0	0	0	0
			集団健診	0	0	0	0	0	0	0	0
			人間ドック	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	51,284	個別健診	14,373	10,461	154	488	961	492	894	923
			集団健診	1,320	44	91	170	353	149	125	388
			人間ドック	1,551	955	18	146	188	51	94	99
令和4年度 合計				17,244	11,460	263	804	1,502	692	1,113	1,410

※ 対象者数は高崎市民で75歳以上（一部65～74歳の人を含む）の年度末の群馬県後期高齢者医療加入数

※ 支出年度は国保連合会で費用決済された年度

※ 受診年度は、費用決済されたもののうち、健診受診日で区分

【生活衛生課】

第1章 狂犬病予防事業

1 狂犬病予防の普及啓発

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録や集合注射を行い、狂犬病の発生及びまん延を防止するとともに、その必要性について啓発を行った。

併せて飼い主の利便性を図るため、群馬県獣医師会に加盟する動物病院へ鑑札・注射済票交付事務を委託し、登録及び予防注射接種率の向上を図った。

(1) 新規登録犬頭数・狂犬病予防注射接種犬頭数および狂犬病予防注射集合注射会場数

新規登録 頭数	予防注射 接種頭数	(左の内訳)		集合注射 会場数		飼い犬 登録頭数
		会場	動物病院	春	秋	
1,544	14,504	5,089	9,415	219	8	20,496

(2) 犬の登録鑑札交付等手数料収納額

	犬登録鑑札		狂犬病予防注射済票	
	交付手数料 収納額(円)	再交付手数料 収納額(円)	交付手数料 収納額(円)	再交付手数料 収納額(円)
総額	4,632,000	176,000	7,977,200	5,100

第2章 動物愛護推進事業

1 動物愛護啓発事業

動物の愛護及び管理に関する法律及び高崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき動物の適正な飼養及び管理の普及啓発を図った。

事業名	実施日	実施内容
動物愛護ふれあいフェスティバル	10月2日(日)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長寿犬猫表彰式典のみ室内開催
家庭犬のしつけ方教室	講座 10月9日(日) 実技 10月15日、22日、29日、11月5日(土)	講座：40人(29組)、実技教室12組参加
譲渡事業 (動物愛護センター)	平日の業務時間内及び毎月第2、第4日曜日	動物愛護センターに収容されている犬猫の譲渡希望者を対象に、提出していただいた譲渡申込書をもとに面談を行い、適切な飼い主となりうる方に譲渡する。
動物愛護推進員の研修会	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
ふん放置防止のためのマナー啓発看板の作成及び配布		看板及び杭147組を作製し、地域の要望に合わせて配布した。

2 動物取扱業、特定動物の飼養又は保管等規制

動物取扱業者(販売、保管、貸出し、訓練、展示)、特定動物の飼養又は保管の適正化を図った。

(1) 動物取扱業の新規登録、更新、変更の届出、廃業等の事務、及び施設への立入検査の実施等

	新規登録	更新登録	変更届出	廃業届出	立入検査
件数	26	40	51	7	88

(2) 動物取扱業登録数

種別	総事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示
件数	167	109	80	8	11	11

(3) 特定動物の飼養又は保管の許可、変更、廃止等の事務及び施設への立入検査の実施

	許可総数	許可(新規・更新)	変更許可	変更届出	廃止届出	立入検査
件数	8	1	0	0	0	1

3 犬・猫の保護・収容、引き取り、譲渡、処分等業務（動物愛護センター）

犬、猫の安易な引取りを希望する飼い主に対する終生飼養の指導、迷い犬の保護・収容・返還、これらの動物の譲渡推進により、殺処分の減少を図った。

また、犬、猫に関する苦情に対する立入調査により問題の解決、軽減に努めた。

(1) 犬

	保護・収容数	返還数	返還率(%)	引取数	譲渡数	殺処分数
頭数	94	69	73.4	4	20	5

(2) 猫

	引取数	譲渡数	殺処分数
頭数	191	73	57

(3) 犬、猫等に係る苦情、立入調査数

	苦情、相談数	立入調査数
件数	1,152	274

(4) 譲渡犬猫不妊去勢手術補助金事業

市動物愛護センターから犬猫を譲り受けた市民が、市内で開業する動物病院で行った不妊又は去勢手術に対して補助金を交付し、犬猫の譲渡の促進を図った。

(単位：件)

	オス	メス	合計
犬	3	1	4
猫	21	20	41
合計	24	21	45

4 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫の誕生を減少させ、猫による糞尿害、悪臭、鳴き声の問題等の軽減を図った。

(1) 猫の不妊又は去勢手術費補助事業

市内に住所を有し、かつ居住している市民が、飼養している猫又は責任をもって世話をしている飼い主のいない猫を、県内で開業する動物病院で不妊又は去勢手術を受けさせた場合に、その手術費の補助を行った。

	オス	メス	合計
補助件数	547	777	1,324

第3章 生活衛生指導事業

1 生活衛生営業六法等に係る規制及び衛生指導

公衆衛生の見地から市民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業が適正に行われるように指導し、公衆衛生の向上を図った。

(1) 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく各種届出の受理及び衛生指導等立入検査

(単位：件)

	営業施設数 (4年度末)	開設の届出	変更の届出	廃業の届出	出張業務の 届出	立入検査
理容所	372	7	10	15	2	16
美容所	955	50	46	33	21	51
クリーニング所	249	6	3	11	—	4

(2) 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく営業許可、各種届出の受理及び衛生指導等立入検査

特に、レジオネラ症の増加に伴い自主管理の徹底、衛生指導を重点的に実施した。

(単位：件)

	営業施設数 (4年度末)	営業許可	変更の届出	廃業の届出	立入検査
旅館	133	7	2	5	12
公衆浴場	69	1	1	2	2
興行場	11	0	1	0	0

(3) 墓理法、条例に基づく墓地等の経営許可及び立入検査

	経営施設数 (4年度末)	経営許可 (墓地・納骨堂・火葬場)	完了検査
件数	7,274	3	0

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種届出の受理及び衛生指導

	届出施設数 (4年度末)	新規の届出	変更の届出	非該当の届出	立入検査
件数	130	3	28	2	0

第4章 環境衛生指導関係業務

1 スズメバチの駆除委託

巢の駆除により、市民の刺傷被害や生活不安を取り除き、環境衛生の向上増進に努めた。

駆除等件数：1,081件

2 公衆浴場設備改善事業等補助金

経営安定化事業及び設備改善事業における対象経費等を、高崎市公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱に基づき補助し、高齢者や障害者が安心して利用できるように公衆浴場の設備の改善を促進するとともに、基幹設備の改善の促進と経営の安定を図り、公共の福祉と公衆衛生の向上及び経営の健全な育成を図った。

(1) 経営安定化事業補助金交付先

3軒（浅草湯、追分湯、諏訪の湯）

(単位：円)

	固定資産税額・ 都市計画税額	上下水道使用料	「フロの日※」 材 料 費	合 計
補 助 率	1/2	1/3	1/3	
算定基本額	85,824	694,937	145,866	926,627
補 助 金 額	42,000	231,000	48,000	321,000

※ 毎月26日を「フロの日」と定め、銭湯の利用促進のためのイベントを実施するもの。

(2) 設備改善事業補助金交付先 実績なし

(補助率1/3以内)

第5章 食品衛生指導検査事業

1 食品営業許可

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（旧食品衛生法許可 34 業種、旧高崎市食品衛生条例許可 5 業種、新食品衛生法許可 32 業種）について、食品事故を防ぐことを目的として、施設基準、人的基準等を審査し、基準に適合する施設の許可業務を行った。

食品営業別許可施設数等

旧法許可施設

営業の種類		営業施設数 (4年度末)	営業許可数 (4年度中)		廃業施設数 (4年度中)
			更新許可	新規許可	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,278	0	0	148
	仕出し屋・弁当屋	127	0	0	26
	旅館	41	0	0	3
	その他	1,008	0	0	225
菓子（パンを含む。）製造業		350	0	0	51
乳処理業		4	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		13	0	0	0
集乳業		1	0	0	0
魚介類販売業		57	0	0	7
魚介類せり売り営業		1	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業		12	0	0	5
缶詰又は瓶詰食品製造業		2	0	0	0
喫茶店営業		49	0	0	16
（再掲）自動販売機		0	0	0	0
あん類製造業		4	0	0	2
アイスクリーム類製造業		16	0	0	1
食肉処理業		14	0	0	1
食肉販売業		64	0	0	7
食肉製品製造業		6	0	0	1
乳酸菌飲料製造業		3	0	0	0
食用油脂製造業		1	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		5	0	0	0
醤油製造業		1	0	0	0
ソース類製造業		4	0	0	0
酒類製造業		2	0	0	0
豆腐製造業		10	0	0	2
納豆製造業		0	0	0	0

めん類製造業	16	0	0	2
そうざい製造業	78	0	0	10
添加物製造業	7	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	8	0	0	0
氷雪製造業	0	0	0	0
合計	3,182	0	0	507

旧条例許可施設

営業の種類	営業施設数 (4年度末)	営業許可数(4年度中)		廃業施設数 (4年度中)
		更新許可	新規許可	
魚介類行商	0	0	0	0
食品製造業	82	0	0	11
弁当そうざい販売業	5	0	0	1
合計	87	0	0	12

新法許可施設

営業の種類	営業施設数 (4年度末)	営業許可数 (4年度中)		廃業施設数 (4年度中)
		更新許可	新規許可	
飲食店営業	1,637	0	956	75
調理の機能を有する自動販売機	8	0	6	0
食肉販売業	45	0	22	1
魚介類販売業	50	0	29	1
魚介類競り売り営業	0	0	0	0
集乳業	1	0	1	0
乳処理業	1	0	1	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0
食肉処理業	15	0	9	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0
菓子製造業	162	0	96	16
アイスクリーム類製造業	2	0	2	0
乳製品製造業	2	0	1	0
清涼飲料水製造業	5	0	2	0
食肉製品製造業	0	0	0	0
水産製品製造業	3	0	3	0
氷雪製造業	1	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	2	0
みそ又はしょうゆ製造業	3	0	1	0

酒 類 製 造 業	1	0	0	0
豆 腐 製 造 業	9	0	1	0
納 豆 製 造 業	0	0	0	0
麵 類 製 造 業	12	0	4	0
そ う ざ い 製 造 業	77	0	42	0
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業	4	0	2	0
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	0	0	0	0
漬 物 製 造 業	41	0	21	0
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	0	1	0
食 品 の 小 分 け 業	1	0	1	0
添 加 物 製 造 業	4	0	4	0
合 計	2,088	0	1,207	93

2 食品営業施設等の監視指導

飲食店や食品販売業、食品製造業等に対し、「高崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、市民の食の安全を確保することを目的として、食品営業施設等の監視指導を実施した。

(1) 監視指導計画立入検査

取り扱う食品のリスク、施設規模に応じ、対象施設を A～D にランク分けし立入目標数を定め、立入検査を実施した。

ランク別立入施設数

ラ ン ク	立入目標数	施設数※1	立入目標回数	延立入施設数
A	3回以上/年	2	6	6
B	2回	26	52	52
C	1回	1,898	1,898	1,621
D	必要に応じて	4,404	1,468	1,023
合 計		6,330	3,424	2,702
立入目標達成率 (%) ※2		78.9		

※1 令和3年3月31日現在の施設数 (Aランクについては令和3年1月1日から令和3年12月31日までの施設数)

※2 延立入施設数/立入目標回数×100 (%)

ランク別対象施設

ランク	立入目標回数/施設	対象施設数※	対 象 施 設
A	3	2	・前年中に食中毒で行政処分を受けた施設
B	2	26	<ul style="list-style-type: none"> ・大量調理施設（300食/回又は750食/日以上のご飯を調理提供する飲食店営業施設） ・卸売市場（魚介類せり売り営業） ・リスクの高い食品を取扱う大規模製造施設（乳処理業、食肉製品製造業） ・広域流通する食品を製造する大規模製造施設 <p style="text-align: center;">※総合衛生管理過程承認施設又は民間認証を取得している施設を除く</p>
C	1	1,898	<ul style="list-style-type: none"> ・Bランク施設の中で総合衛生管理過程承認施設又は民間認証を取得している施設 ・次の食品製造業施設 添加物製造業、菓子製造業、あん類製造業 アイスクリーム類製造業、食品の冷凍又は冷蔵業 清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業 豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業 缶詰め又は瓶詰製造業、食用油脂製造業 みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業 酒類製造業、乳製品製造業 食品製造業（漬物、菓子種、こんにゃく又はところてん） 食肉処理業、漬物製造業、水産製品製造業 液卵製造業、みそ又はしょうゆ製造業 食用油脂製造業、複合型そうざい製造業 冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業 密封包装食品製造業 ・飲食店営業（仕出し・弁当、そうざい、焼肉店、焼鳥店） ・魚介類販売業（調理加工する）、食肉販売業（加工する） ・給食施設（病院）、特定給食施設（児童福祉施設、社会福祉施設等） ・と畜場、大規模食鳥処理場 ・大型商業施設 ・大規模小売店舗 ・農産物直売所
D	必要に応じて	4,404	A～C以外の施設

※令和3年3月31日現在の施設数（Aランクについては令和3年1月1日から令和3年12月31日までの施設数）

※民間認証はFSSC22000、ISO22000等、HACCPに関してコーデックスと同様の条件を満たしているものを対象とする。

(2) 食品衛生に関する相談（食品苦情を除く）

食品営業者若しくはこれから食品営業を始めたい方からの、許可関係、イベント関連の相談に対して、必要に応じ許可の取得を指導した。また、食品衛生に関する市民からの疑義に情報提供した。

内容別相談件数

内 容	件 数
許 可 ・ 届 出 関 係	531
イ ベ ン ト 関 係	107
食 品 衛 生	7
規 格 基 準	5
賞味（消費）期限設定	1
放 射 性 物 質 関 係	0
法 令 疑 義	4
そ の 他	46
合 計	701

(3) 特定給食施設等巡回指導及び従事者研修会の開催

健康増進法第 18 条に基づき、特定給食施設等に対し巡回指導、研修会等を実施、各給食施設が適切な栄養管理を実施し、よりよい給食運営ができるように支援した。

ア 巡回指導実施状況 (単位：か所)

項 目		施 設 数
種 別	特 定 給 食 施 設	65
	給 食 施 設	14
	合 計	79
巡 回 施 設 内 訳	学 校 ・ 幼 稚 園	17
	病 院 (医 療 監 視)	8
	介 護 老 人 保 健 施 設	2
	介 護 医 療 院	0
	老 人 福 祉 施 設	7
	児 童 福 祉 施 設	23
	社 会 福 祉 施 設	1
	事 業 所	6
	寄 宿 舎	0
	矯 正 施 設	0
	自 衛 隊	1
	一 般 給 食 セ ン タ ー	5
	そ の 他	9
	合 計	79

イ 従事者研修会

開催回数 7回

受講者数 65人

3 食品表示指導

立入監視の際の不適正表示指導や収去食品等の表示を確認するほか、食品営業者からの相談に対し必要に応じ助言指導を実施した。

法令別相談件数

法 令	件 数
食品表示法（衛生事項）	60
食品表示法（品質事項）	37
食品表示法（保健事項）	22
健 康 増 進 法	3
景 品 表 示 法	3
公 正 競 争 規 約	4
他 法 令	3
合 計（延数）	132

4 食品等検査

食品等の検査は、「高崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、試験検査の業務管理基準（GLP）に準拠して実施している。市内で生産、製造、加工等され、かつ危害発生の可能性が高いと考えられる食品や、規格基準違反の事例が多い食品を重点対象として収去し、食品衛生法等の規格基準検査、指導検査を実施して流通食品の安全を図った。また、食中毒等事案発生時は、健康被害まん延の防止を目的とした原因究明の検査を実施した。

検査検体数（件）

	微 生 物	理 化 学	合 計
収去検査（#を除く）	178	68	246
試買検査（#を除く）	10	15	25
県への委託検査# （放射性物質、残留農薬）	0	16	16
市単独委託検査# （放射性物質）	—	5	5
合 計	188	104	292
発 生 事 案※	100	0	100

※外部委託検査を含む

違反事例

違反事項	品 名	違反内容	措 置 等
乳等省令成分規格違反	該当なし	—	—
食品衛生法の 規格基準違反	該当なし	—	—

検査項目別検査数（微生物）

検査項目（対象食品により該当項目を検査）		対象食品	検査実施数	
微生物検査	規格基準	細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌など	冷凍食品、食肉製品、清涼飲料水	61
	衛生指導	細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌など	洋生菓子、弁当・そうざい、検査、生めん	452
	乳等省令成分規格	細菌数、大腸菌群、乳酸菌数	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳、アイスクリーム類	64
	計 画 検 査 計			577
	試 買 検 査			20
	違反食品、食中毒等発生時にかかる検査			1,693
	微生物検査 計			2,290

検査項目別検査数（理化学）

検査項目（対象食品により該当項目を検査）		対象食品	検査実施数	
理化学検査	食品添加物	保存料、甘味料、着色料、漂白剤、品質保持剤、発色剤	漬物、生めん、果実酒、乾燥果実、甘納豆、清涼飲料水、食肉製品	227
	有害汚染物質	シアン化合物	生あん	2
	乳等省令成分規格		牛乳	20
	アレルギー物質		菓子など	21
	残留農薬 ※1		生鮮野菜、冷凍食品など	2,194
	放射性物質検査 ※1※2		加工食品など	22
	計 画 検 査 計			2,486
	試 買 検 査			55
	違反食品、食中毒等発生時にかかる検査			0
	理化学検査 合計			2,541

※1 外部委託を含む ※2 群馬県と合同で実施

家庭用品関係検査

検査項目	対象検体	検体数	違反数
ホルムアルデヒド	生後24か月以内のベビー用品	10	0

環境衛生関係検査

検査目的	検査対象	検査項目	検体数	備考
レジオネラ症発生事案に関する調査	公衆浴場水など	レジオネラ属菌	0	発生事案がなかったため

5 発生事案対応

(1) 食中毒発生時の対応

食中毒事案には、感染症担当部門と連携し、被害の拡大防止及び原因究明の調査を実施し、再発防止を指導した。

食中毒発生状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

No	発生日	喫食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	措置
1	令和4年 6月4日	4人	2人	0人	5月31日に当該店で提供された食品	カンピロバクター	飲食店 営業	営業停止 3日間
2	令和4年 7月1日	1人	1人	0人	いわし又はあじの刺身（推定）	アニサキス	魚介類 販売業	営業停止 1日間
合計		5人	3人	0人				

(2) 食品苦情対応

市民からの食品関係の苦情の届出には、原因究明のための調査を実施し、原因施設に対し、再発防止を指導した。

原因別苦情件数

原因要因	件数	割合(%)
1 異物混入	21	21.7
2 有症苦情	33	34.0
3 腐敗・変敗	4	4.1
4 食品取扱い	11	11.3
5 表示	4	4.1
6 施設・設備	5	5.2
7 かびの発生	2	2.1
8 異味・異臭	3	3.1
9 その他	14	14.4
合計	97	100.0

※ 高崎市から他自治体に調査依頼した件数1件、他自治体から高崎市への調査依頼件数4件

(3) 自主回収への対応

管内業者により自主回収があった場合は、報告を聴取し、必要に応じ、関係自治体へ情報提供及び高崎市のホームページに掲載し、市民への周知を図った。

自主回収状況（市内製造所）

報告年月日	食品別	業種	回収理由	根拠法令	詳細
令和4年 5月27日	洋生菓子	菓子製造業	健康被害の恐れがあるため	食品衛生法	カビの発生が見受けられた。

令和4年 6月10日	魚介類	魚介類販売業	健康被害の恐れがあるため	食品表示法	保存温度の誤った表示。
令和4年 8月27日	食肉	食肉販売業	健康被害の恐れがあるため	食品衛生法	処理工程上で異物混入があった。
令和4年 9月12日	飲料	清涼飲料水製造業	賞味期限印字漏れ	食品表示法	賞味期限の印字漏れ。
令和4年 11月23日	調理パン	菓子製造業	消費期限印字ミス	食品表示法	消費期限の誤表示。
令和4年 12月3日	そうざい	飲食店営業	健康被害の恐れがあるため	食品表示法	商品ラベルの誤表示及びアレルギーの表示漏れ。
令和4年 12月27日	そうざい	飲食店営業	健康被害の恐れがあるため	食品表示法	商品ラベルの貼り間違い。
令和5年 2月24日	そうざい	飲食店営業	健康被害の恐れがあるため	食品表示法	アレルギーの表示漏れ。

※ 健康被害は無し

6 啓発業務

(1) 消費者

ホームページや広報誌等を用いて、市民に対して、食品安全に関する情報を発信した。

(2) 食品業者等

特定給食施設の責任者や食品製造者等を対象とした講習会を開催し、食中毒予防について指導した。

講習会実施状況

対象者	食品営業関係者	給食施設従事者	その他	合計
開催数	2	7	7	16
受講者数	84	65	77	226

7 飲食店衛生向上リニューアル特別助成金

飲食店が店内の衛生環境の向上を目的に実施する、店舗の改装等に要する費用の一部を助成した。

件数	金額(円)
76	56,475,000

【食肉衛生検査所】

第1章 食肉検査事業

1 と畜検査

と畜場法に基づき、と畜場1か所ではと畜検査を実施した。

種 類	検査数 (頭)	開場日数
牛	2,460	244
豚	154,199	

2 食鳥検査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、大規模食鳥処理場2か所で食鳥検査を実施した。

種 類	検査数 (羽)	開場日数
鶏 (ブロイラー)	4,365,172	260
鶏 (成 鶏)	3,784,978	251

3 と畜検査における精密検査

肉眼的に診断が困難な疾病については、精密検査を実施した。

(単位：頭) (頭数は延べ数)

検 査 対 象 病 名		牛		豚		合 計	
		保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数	保留数	全部廃棄数
微 生 物 検 査	豚丹毒 (心内膜炎型)	0	0	18	0	18	0
	豚丹毒 (皮膚型)	0	0	0	0	0	0
	豚丹毒 (関節炎型)	0	0	2	0	2	0
	サルモネラ症	0	0	1	0	1	0
	敗血症	3	1	18	4	21	5
	膿毒症	0	0	1	1	1	1
理 化 学 検 査	尿毒症	0	0	0	0	0	0
	高度の黄疸	0	0	2	1	2	1
病 理 検 査	高度の水腫	0	0	0	0	0	0
	全身性の変性	0	0	5	0	5	0
	全身に及ぶ炎性産物等による汚染	0	0	0	0	0	0
	白血病 (牛伝染性リンパ腫含む)	2	2	0	0	2	2
	非定型抗酸菌症 (ミコバクテリウム症)	0	0	0	0	0	0
	メラノーマ	0	0	1	0	1	0
	多発性の腫瘍	0	0	0	0	0	0
合 計		5	3	48	6	53	9

4 食鳥検査における精密検査

肉眼的に診断が困難な疾病については、精密検査を実施した。

(単位：羽)

検査対象病名		ブロイラー	成鶏
微生物検査	大腸菌症	0	0
病理検査	鶏白血病	0	0
	マレック病	2	2
	鶏痘	0	0
	その他の疾病	0	0
合計		2	2

5 BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査

令和4年度において、市内のと畜場で処理した牛は、全て検査対象外であったため、検査は実施していない。

なお、平成29年4月1日から健康牛に係るBSE検査が廃止となり、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を呈するものについてのみ、検査を実施することとなっている。

6 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導

処理業者に対して、日々の臨場時及び定期的に行う立入検査時において、施設の衛生管理について指導した。また、HACCPに基づく衛生管理について、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知令和2年5月28日付け生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき、助言及び指導した。

(1) 記録検査

処理業者が作成した衛生管理の実施記録の内容を確認し指導した。

実施頻度：と畜場（毎月）、食鳥処理場（毎月）

(2) 現場検査

処理場の衛生管理及び衛生的な処理の実施状況を確認し指導した。

実施頻度：と畜場（毎日、毎月）、食鳥処理場（毎日、毎月）

(3) 微生物試験

衛生管理の実施状況を客観的に評価するため、切除法による検査を実施し、その結果を厚生労働省に報告するとともに、当該と畜場及び食鳥処理場へ還元した。

と畜場及び食鳥処理場における微生物試験

	検査対象	頭羽数	検査部位	検体数 ¹⁾	実施月
と畜場	豚枝肉	10	頸部	10	12月、2月
	牛枝肉	10	頸部	10	
食鳥 処理場	食鳥とたい (ブロイラー)	50	胸皮	10	
	食鳥とたい (成鶏)	50	首皮	10	

※ 検査項目：一般細菌数、腸内細菌科菌群数

1)：5羽をまとめて1検体としている

7 啓発事業

食肉衛生検査所の業務について、リーフレットの配布や、ホームページを通じて啓発活動を行った。

【障害福祉課】

第1章 精神保健福祉事業

1 精神障害者保健福祉手帳関係事務

精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,968人（令和5年3月31日現在）

2 自立支援医療（精神通院）関係事務

自立支援医療（精神通院）受給者証受給者数 5,772人（令和5年3月31日現在）

3 精神保健福祉法に基づく届出等

(1) 精神科病院入院患者に関する届出（件数）

届け出の種類	総数	高崎市民	本市以外	他保健所からの情報提供
医療保護入院届	699	346	353	257
医療保護入院退院届	697	338	359	262
医療保護入院定期病状報告	232	125	107	171
措置入院定期病状報告	4	2	2	1
応急入院届	7	4	3	0

(2) その他（群馬県からの情報提供）（件数）

診察及び保護の申請	0
警察官通報	110
検察官通報	6
保護観察所の長の通報	0
矯正施設の長の通報	11
精神病院管理者の届出	0
合計	127

調査及び診察結果（件数）

診察非該当	52
措置入院	33
医療保護入院	25
任意入院	2
要通院	12
医療不要	3
合計	127

4 精神保健福祉に関する相談

精神科医師による「こころの健康相談」をはじめとし、保健師・精神保健福祉士等が随時来所や電話による相談に応じている。

こころの健康相談	来所相談	電話相談等
18回 39人	419人	1,861人

5 訪問指導

訪問指導	群馬県こころの健康センターによるアウトリーチ活動
実人員80人 延人員206人	16回 実人員10人 延人員112人

6 個別支援会議

措置入院者の退院後支援等、本人、家族、関係機関が情報やニーズを共有し検討した。

33回（医療観察法0回 実人員0人、退院時・経過観察等 33回）

7 講演会

市民及び支援者向けに、こころの健康について理解を深めてもらうことを目的として、ひきこもり、自殺予防をテーマに講演会を開催した。

テ ー マ	回 数	受 講 者 数
ひきこもりの理解と支援について	1	34
ネット・ゲーム依存とは～診断・治療から予防まで～	1	39
児童生徒の「死にたい」に向き合うーその理解と対応ー (動画配信)	1	49人申込 視聴数109回

8 研修会

若年層への自殺予防対策の取り組みとして小中学生を対象とした研修会や、市役所職員向け研修会を実施した。

テ ー マ	回 数	受 講 者 数
「SOS の出し方教育」プログラム【児童・生徒向け】	3	398
こころの病を正しく理解する ～窓口業務における対応実践のコツ～	1	25

9 出前講座

こころの健康づくりのための講座を実施した。

テ ー マ	回 数	受 講 者 数
こころの健康	1	10

10 当事者教室

市内在住のうつ病や統合失調症などの人が安心して地域で暮らせるよう、仲間づくりや生活の事を話したり、楽しく体を動かして健康増進を図ることを目的に開催した。

教 室 名	回 数	参 加 人 数
ストレッチ体操教室	11	31
こころの病を抱える人のお話の会	12	55

11 家族教室

こころの病を持つ人の家族や、ひきこもり状態にある人の家族を対象に、日ごろの悩みや家族の思いを安心して話せる場として開催した。

教 室 名	回 数	参 加 人 数
こころの病を抱える人の家族のつどい	5	12
ひきこもりの青年等を支える家族のつどい (申し込みが少なく個別相談として対応した)	0	0

令和5年(2023)保健所事業概要
【令和4年度(2022年度)実績】

令和5年9月 発行
高崎市保健所 保健医療総務課

〒370 - 0829

高崎市高松町5-28

高崎市総合保健センター 4階

電話 027 - 381 - 6111

